

第2章 都道府県内の協力貸出・相互貸借

1 協力貸出・相互貸借の体制等

(1) 規程

ア ブロック

全国7ブロックの中心館に、ブロック内の相互貸借について規程等があるか尋ねたところ、規程がないのは1ブロックのみであった。

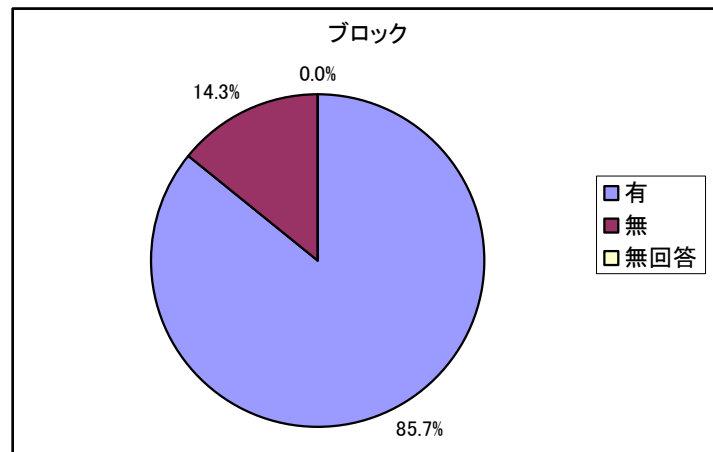


図 2.1 規程の有無（ブロック） n=7

表 2.1 規程の有無（ブロック）

回答項目	回答数	構成比
有	6	85.7%
無	1	14.3%
無回答	0	0.0%
合計	7	100.0%

イ 都道府県立図書館

都道府県立図書館に都道府県内の協力貸出・相互貸借に関する規程等があるか尋ねたところ、協力貸出・相互貸借それぞれに規程等がある都道府県が最も多く、包括した規程等を持つ都道府県と合せて、規程等のあるところが8割をこえた。

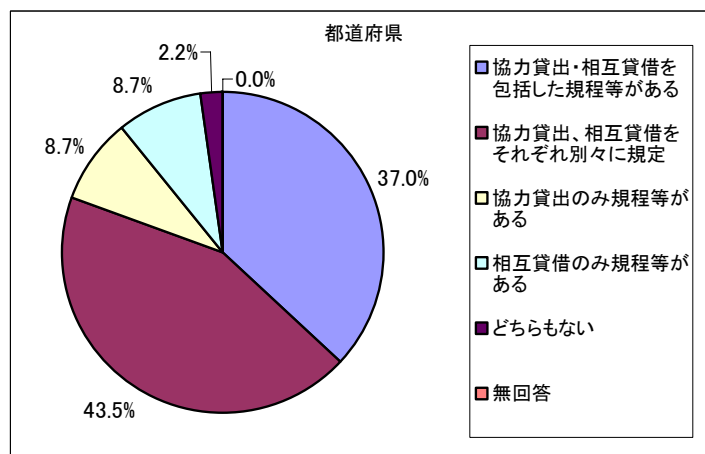


図 2.2 規程の有無（都道府県） n=46

表 2.2 規程の有無

回答項目	回答数	構成比
協力貸出・相互貸借を包括した規程等がある	17	37.0%
協力貸出の規程、相互貸借の規程等をそれぞれ別々に規定している	20	43.5%
協力貸出のみ規程等がある	4	8.7%
相互貸借のみ規程等がある	4	8.7%
どちらもない	1	2.2%
無回答	0	0.0%
合計	46	100.0%

(2) 総合目録

都道府県単位の総合目録（横断検索等）があるかどうか、その利用開始年を尋ねたところ、「ない」のは1自治体のみで、利用開始年は、2002年以前が4割以上を占め、次のピークは2005年であった。

総合目録があると回答した自治体に公立図書館設置市区町村数と総合目録データ提供市区町村数を尋ねたところ、公立図書館のある市区町村の70%以上「90%未満」からデータ提供を受けている自治体が最も多く、7割以上からデータ提供を受けている自治体が4分の3を占めた。

表 2.3 総合目録の有無

回答項目	回答数		
ない	1		
ある	利用開始年	～2000年	7
		2001年	6
		2002年	6
		2003年	4
		2004年	5
		2005年	6
		2006年	4
		2007年	3
		2008年	0
		2009年	1
		2010年	2
無回答	1		
合計	46		

* 複数使用している目録がある場合は、主なものについてのみ回答とした。

表 2.4 データ提供市区町村数

提供自治体数	回答数	構成比
1～9市区町村	4	8.9%
10～19市区町村	22	48.9%
20～29市区町村	9	20.0%
30～39市区町村	5	11.1%
40～49市区町村	1	2.2%
50市区町村以上	4	8.9%
無回答	0	0.0%
合計	45	100.0%

表 2.5 設置自治体数に対するデータ提供自治体の割合

提供自治体数/設置数割合	回答数	構成比
30%未満	2	4.4%
50%未満	2	4.4%
70%未満	7	15.6%
90%未満	16	35.6%
100%未満	9	20.0%
100%以上	9	20.0%
無回答	0	0.0%
合計	45	100.0%

* 表 2.4 において公立図書館設置自治体以外の公民館図書館等のみの自治体へのデータ提供を行っている場合は、100%を超える。

* データ提供市区町村数は、「総合目録の有無」で「有」と回答した45館のみ回答。

(3) 相互貸借管理システム

都道府県内の市区町村間の貸借依頼や図書館間の貸出状況を把握するためのコンピュータシステムがあるかどうか尋ねたところ、「ある」が「ない」を若干上回った。機能については、自館の貸出・借受資料の照会が最も基本的であり、次いで検索対象でない館からの利用、電子掲示板、市区町村立図書館同士の依頼、までが約7割。依頼拒否されても書誌同定された別の館に次々と依頼可能というシステムは4分の1に満たなかった。その他の機能の主な回答は以下のとおりである。

- ・市町村図書館で共有ファイルを持てる機能
- ・県立図書館が作成した郷土資料等の書誌ダウンロード機能
- ・リクエスト機能(学校セット貸出の貸出状況表示)、リクエストコーナー
- ・検索結果からでない「新規依頼登録」、依頼が入力されなくても貸出できる「強制貸出」(協力レファレンスの回答資料等)、レファレンス掲示板等

表 2.6 相互貸借管理システムの有無

回答項目	回答数	構成比
ある	26	56.5%
ない	20	43.5%
無回答	0	0.0%
合計	46	100.0%

表 2.7 相互貸借管理システムの機能

回答項目	回答数	構成比
依頼先は都道府県図書館に限定される。	8	30.8%
都道府県立図書館のみならず、検索対象となっている市区町村立図書館等の館同士の依頼ができる	18	69.2%
検索対象となっていない館からも相互貸借システムが利用できる	20	76.9%
検索での書誌同定機能を前提に、依頼拒否されても書誌同定された別の館に次々と依頼される機能がある	6	23.1%
自館の貸出資料、借受資料の照会ができる	22	84.6%
物流管理ができる(各資料が物流プロセスのどの段階にあるかの照会ができる)	14	53.8%
WANTED(全メンバー館に向けた資料探索の問いかけ)機能がある	15	57.7%
電子掲示板でメッセージを流せる	19	73.1%
相互貸借統計機能がある	15	57.7%
その他	5	19.2%

(複数回答)

(4) 相互貸借の把握

各都道府県立図書館が都道府県内の市区町村立図書館間の相互貸借の状況を把握しているか尋ねたところ、冊数を発・着館ごとに把握している館が4割近くで最も多かったが、一方、冊数も件数も把握していない館も3割以上あった。

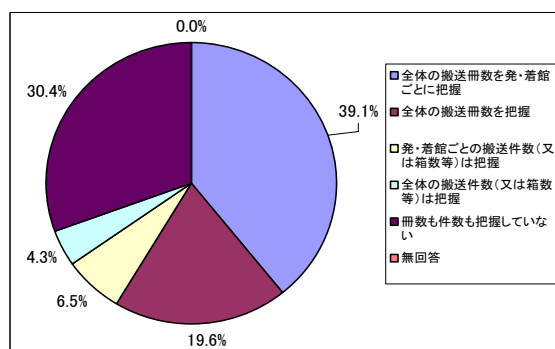


図 2.3 相互貸借の把握状況 n=46

表 2.8 相互貸借の把握状況

回答項目	回答数	構成比
全体の搬送冊数を発・着館ごとに把握している	18	39.1%
全体の搬送冊数を把握している	9	19.6%
冊数は把握していないが、発・着館ごとの搬送件数(または箱数等)は把握している	3	6.5%
冊数は把握していないが、全体の搬送件数(または箱数等)は把握している	2	4.3%
冊数も件数も把握していない	14	30.4%
無回答	0	0.0%
合計	46	100.0%

(5) 情報流通

市区町村立図書館との協力貸出・相互貸借に関する情報流通を目的とする会議等について尋ねた。担当者会議は実施していない自治体が17、年1回実施が16、年2回以上実施が12であった。巡回相談は実施せずが20だが、年13回以上が6、年5～12回も4、年1～4回が11と、ばらつきが見られた。会議等の名称は「担当者会議」が一般的である。電子掲示板も実施の有無が分かれた。

表 2.9 情報流通のための会議等の実施状況

回答項目	実施していない	実施している	無回答
担当者会議	17	28	1
巡回相談	20	22	4
電子掲示板	20	22	4
その他	13	8	25

(複数回答)

表 2.10 会議等の実施回数(年間)

実施回数	担当者会議	巡回相談
1回	16	5
2回	8	4
3回	1	0
4回	2	2
5～12回	1	4
13回以上	0	6

(6) 相互返却サービス

都道府県域の図書館で借りた資料を借りた図書館とは別の図書館で返却できるようになっているか尋ねたところ、できるのは15館(32.6%)、できないのは31館(67.4%)で7割近かった。ただし、「相互」ではないが県立の資料を地元で返却できる「遠隔地返却」が可能という補足回答が15件あった。こうした回答を「ある」に含めて考えると、「ない」と回答の割合が逆転する。

表 2.11 相互返却サービスの有無

回答項目	回答数	構成比
ある	15	32.6%
ない	31	67.4%
無回答	0	0.0%
合計	46	100.0%

(7) 円滑化

都道府県立図書館に、都道府県内の公立図書館間の相互貸借を円滑に進めるためどのような点に配慮しているか尋ね、相互貸借を実施している市区町村立図書館にも、どのようなことが必要と思うか尋ねた（主なもの2つ以内）。都道府県、市区町村とも最も多かったのは依頼資料の範囲の明確化で、次に多かったのは依頼順序のルールを明確化であった。しかし、都道府県で3割近くが挙げた梱包方法や帳票類、市区町村立図書館の自主性尊重については、市区町村で挙げたのは2割未満で、認識に違いがみられた。また、ルールを厳密にしすぎないこと、活性化策については、1割近くの市区町村が必要と思う項目に挙げたが、都道府県の回答はわずかだった。

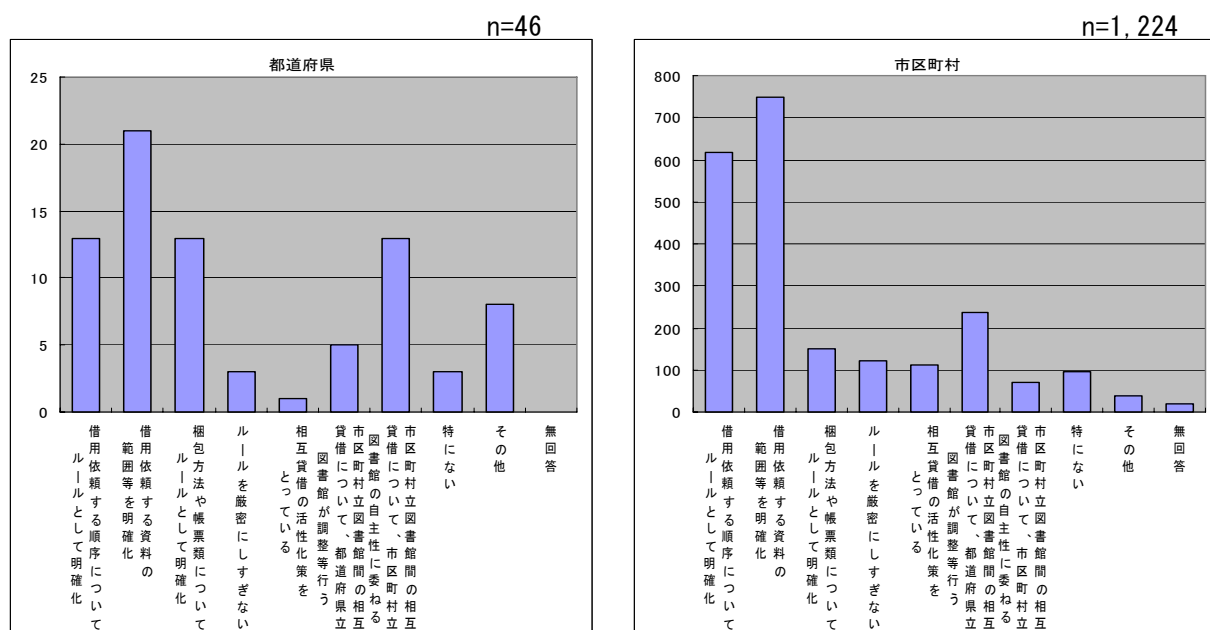


図 2.4, 5 協力貸出・相互貸借を円滑に進めるための配慮(都道府県/市区町村)

表 2.12 協力貸出・相互貸借を円滑に進めるための配慮

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
借用依頼する順序について、ルールとして明確化している	13	28.3%	617	50.4%
借用依頼する資料の範囲等を明確化している	21	45.7%	749	61.2%
梱包方法や帳票類について、ルールとして明確化している	13	28.3%	150	12.3%
ルールを厳密にしすぎない	3	6.5%	122	10.0%
相互貸借の活性化策をとっている	1	2.2%	111	9.1%
市区町村立図書館間の相互貸借について、都道府県立図書館が調整等を行っている	5	10.9%	237	19.4%
市区町村立図書館間の相互貸借について、市区町村立図書館の自主性に委ね、都道府県立図書館は積極的には関与しない	13	28.3%	69	5.6%
特になし	3	6.5%	95	7.8%
その他	8	17.4%	38	3.1%

*市区町村については、相互貸借を実施している館（問1の回答がア、イ、ウ、オ）のみ回答

(複数回答)

(8) 変化

都道府県立図書館に、協力貸出・相互貸借全般について過去5年で考え方や方法に変化があったか尋ねた。半数以上が「あった」で、内容は概ね次のとおり。

【省力化】

- ・協力車を配送便に変更、搬送の業者委託、協力車の司書乗車の頻度減少など

【サービス拡充】

- ・公用車に加え宅配の導入、借受資料の館外貸出を可能に、インターネットによる協力貸出受付、市立図書館・大学図書館との協力車の共同運行、近隣県との連携協定締結、地区ブロック内の定期宅配便開始など

【経費負担の見直し】

- ・協力貸出の見直しと相互貸借の促進、地区内県立図書館同士で費用負担を「貸出館」から「借受館」へ変更、県内の物流経路を整備し搬送経費を県負担に変更、県の全額負担検討、など

【規程等の整備】

- ・担当者会の設置、音響資料取扱要領の策定など

表 2.13 相互貸借についての変化（都道府県）

回答項目	回答数	構成比
過去5年以内に変化があった	24	52.2%
変化はないが、変更を検討している	1	2.2%
過去5年以内に特に変化はない	19	41.3%
その他	2	4.3%
無回答	0	0.0%
合計	46	100.0%

2 予約サービス

(1) 予約サービスの実施内容

自館に所蔵していない資料の購入希望、他館からの借受、所蔵資料の返却待ち、取り置きなど、予約サービスを実施しているか尋ねたところ、ほとんどの館が実施していた。内容は、都道府県では「取り置き」、市区町村では「国会図書館からの借受」を実施していない館が比較的多く、いずれも未実施が4分の1程度あった。実施内容の「その他」は、いずれも「大学等からの借受」が多かったが、回答しなかった館で未実施なわけではない（「第5章 他機関との連携」を参照）。

表 2.14 予約サービスの実施状況

回答項目	都道府県	市区町村
実施している	46	1,221
実施していない	0	18
無回答	0	2
合計	46	1,241

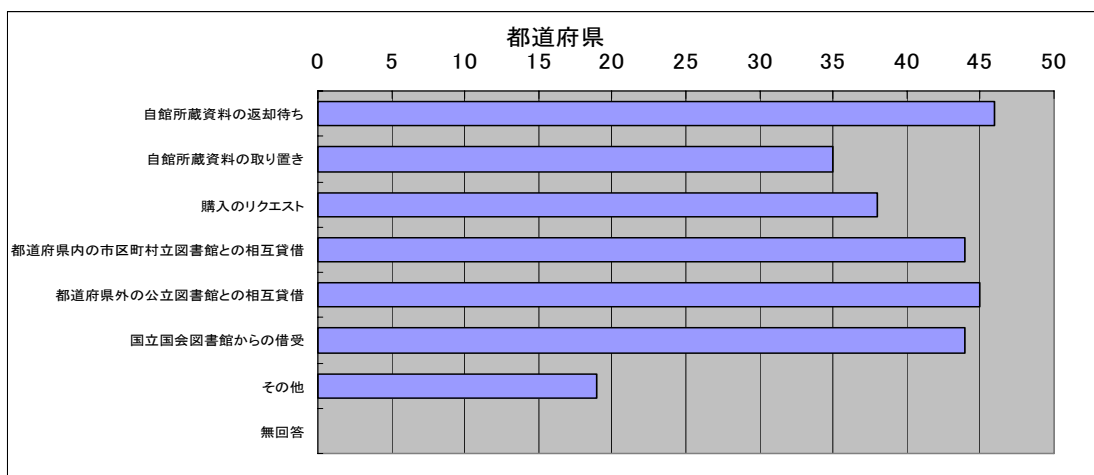


図 2.6 予約サービスの内容（都道府県）

n=46

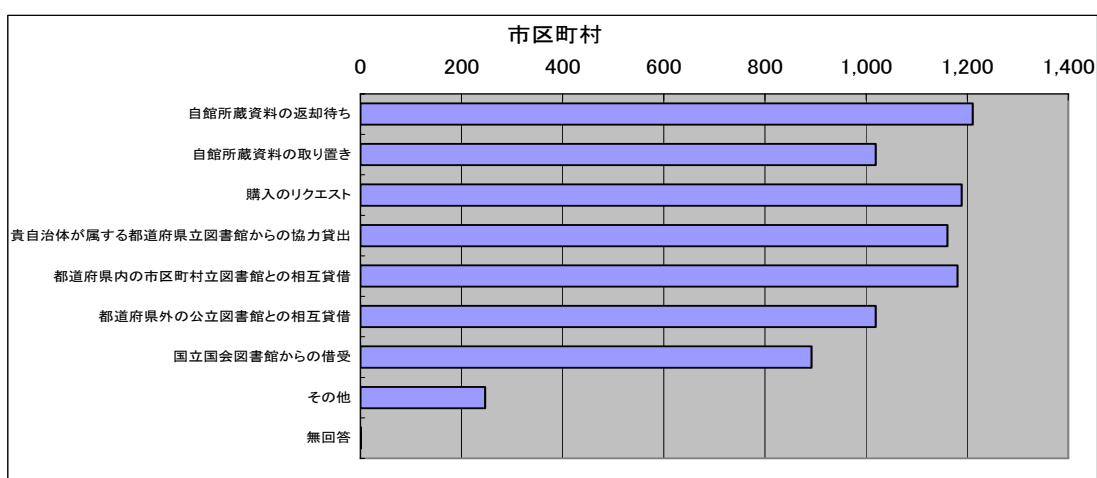


図 2.7 予約サービスの内容（市区町村）

n=1,221

表 2.15 予約サービスの内容

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
自館所蔵資料の返却待ち	46	100.0%	1,211	99.2%
自館所蔵資料の取り置き	35	76.1%	1,019	83.5%
購入のリクエスト	38	82.6%	1,189	97.4%
貴自治体が属する都道府県立図書館からの協力貸出（市区町村のみ）			1,161	95.1%
都道府県内の市区町村立図書館との相互貸借	44	95.7%	1,181	96.7%
都道府県外の公立図書館との相互貸借	45	97.8%	1,019	83.5%
国立国会図書館からの借受	44	95.7%	892	73.1%
その他	19	41.3%	247	20.2%
無回答	0	0.0%	1	0.1%

* 予約サービスを実施している館のみ回答

（複数回答）

(2) 予約サービスで受け付ける資料

予約サービスで受け付ける資料の種類について尋ねたところ、都道府県立・市区町村立いずれも障がい者サービス用資料が少なく、都道府県立では雑誌を対象とする自治体が少なかった。「その他」ではDVDやビデオなどの映像資料、マイクロ資料、新聞、エプロンシアターやパネルシアター、マジック用品、布絵本や布おもちゃ、複製絵画、紙芝居舞台など、さまざまな回答があった。

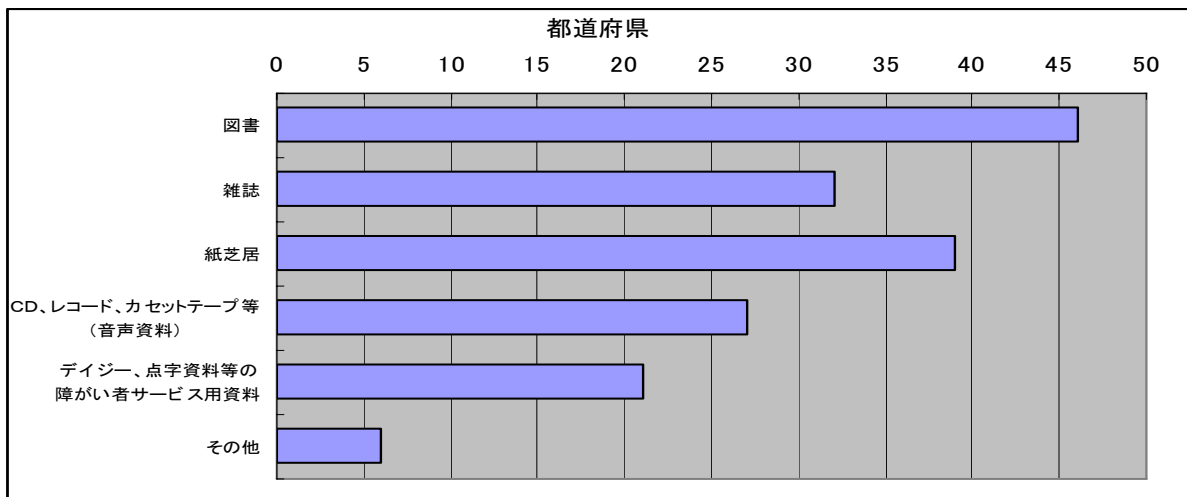


図 2.8 予約サービスで受け付ける資料（都道府県） n=46

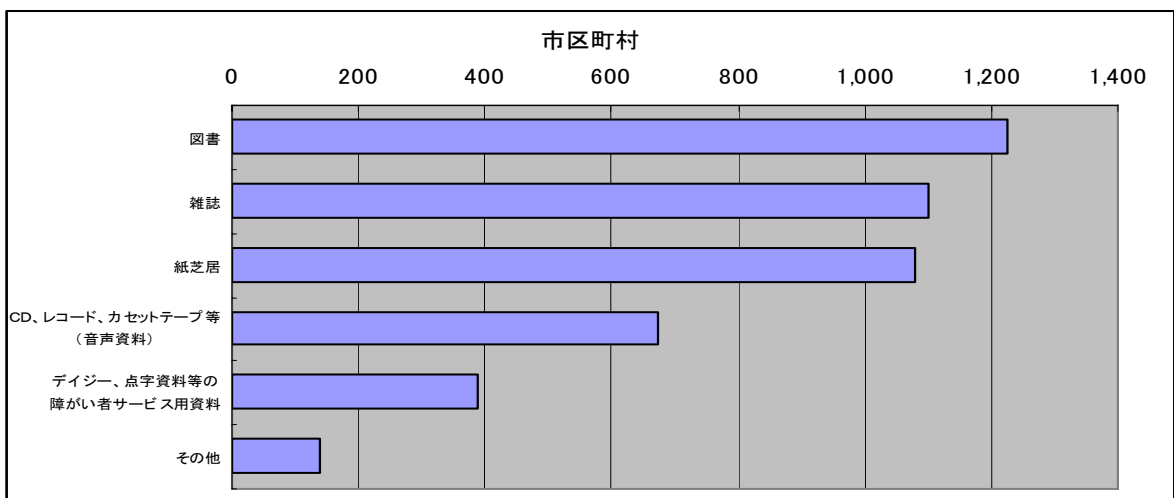


図 2.9 予約サービスで受け付ける資料（市区町村） n=1,221

表 2.16 予約サービスで受け付ける資料

回答項目	都道府県	市区町村
図書	46	1,219
雑誌	32	1,097
紙芝居	39	1,076
CD、レコード、カセットテープ等（音声資料）	27	674
デイジー、点字資料等の障がい者サービス用資料	21	386
その他	6	137

* 予約サービスを実施している館のみ回答

(複数回答)

(3) 予約サービスの件数

平成 21 年度に予約を受け付けた総冊・点数（受付件数が不明の場合は、処理冊・点数）を尋ねた。都道府県の受付・処理数は、「1 万冊未満」が 15 館、1 万冊以上「5 万冊未満」が半数近い。市区町村の受付・処理数は「1 万冊未満」が約 6 割で最も多いが、1 万冊以上「5 万冊未満」が約 2 割あり、「20 万冊以上」と回答した館も 80 館あった。

表 2.17 受付・処理冊（点）数

冊（点）数	都道府県			市区町村		
	受付数	処理数	合計	受付数	処理数	合計
1万冊（点）未満	3	12	15	368	357	725
5万冊（点）未満	13	9	22	138	108	246
10万冊（点）未満	3	2	5	35	37	72
20万冊（点）未満	2	0	2	34	19	53
20万冊（点）以上	1	0	1	43	37	80
無回答	0	1	1	39	6	45

* 予約を受け付けた冊数ではなく、実際に処理した時点で統計をとっている場合は、処理数での回答とした。

(4) 提供数

受け付けた冊（点）数のうち協力貸出・相互貸借で提供した数を尋ねたところ、都道府県では5千冊未満が約7割、次いで5千冊以上「1万冊未満」であった。市区町村では「5千冊未満」が約4割で、1万冊以上「5万冊未満」が3割近くある。図 2.12 及び図 2.13 で資料購入費と資料提供数の相関を示したが、都道府県、市区町村ともに関連はみられなかった。

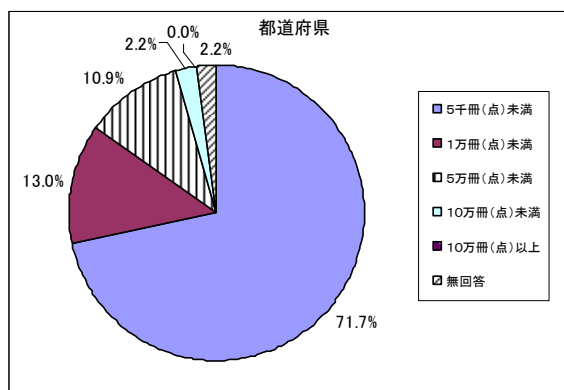


図 2.10 提供冊（点）数（都道府県） n=46

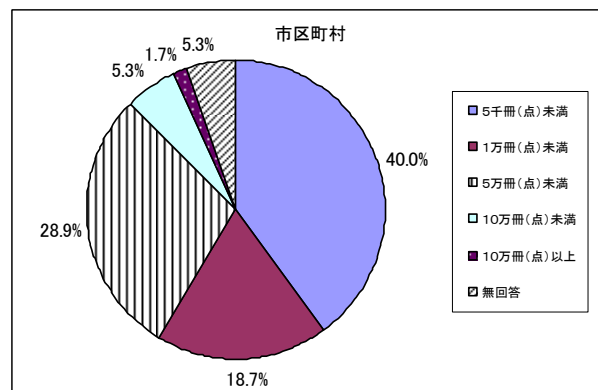


図 2.11 提供冊（点）数（市区町村） n=1,221

表 2.18 提供冊（点）数

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
5千冊（点）未満	33	71.7%	489	40.0%
1万冊（点）未満	6	13.0%	228	18.7%
5万冊（点）未満	5	10.9%	353	28.9%
10万冊（点）未満	1	2.2%	65	5.3%
10万冊（点）以上	0	0.0%	21	1.7%
無回答	1	2.2%	65	5.3%
合計	46	100.0%	1,221	100.0%

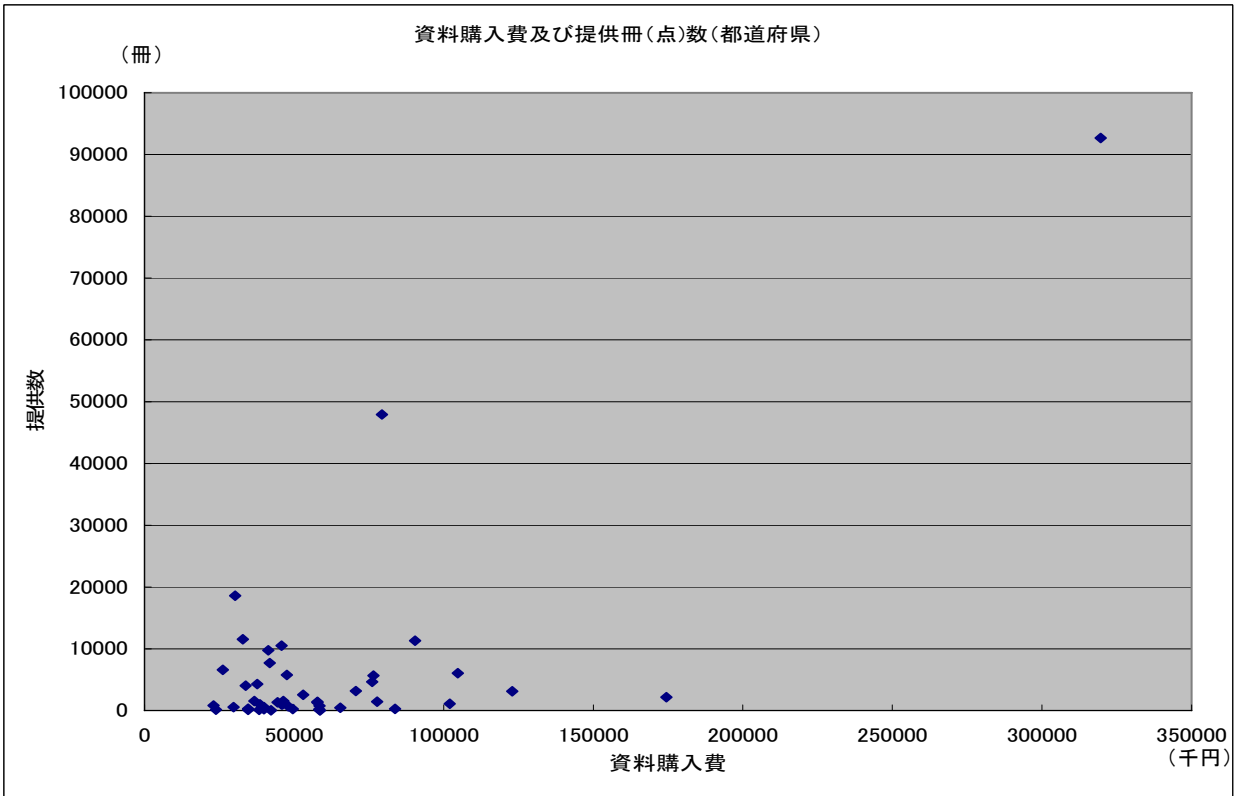


図 2.12 資料購入費及び提供冊 (点) 数 (都道府県)

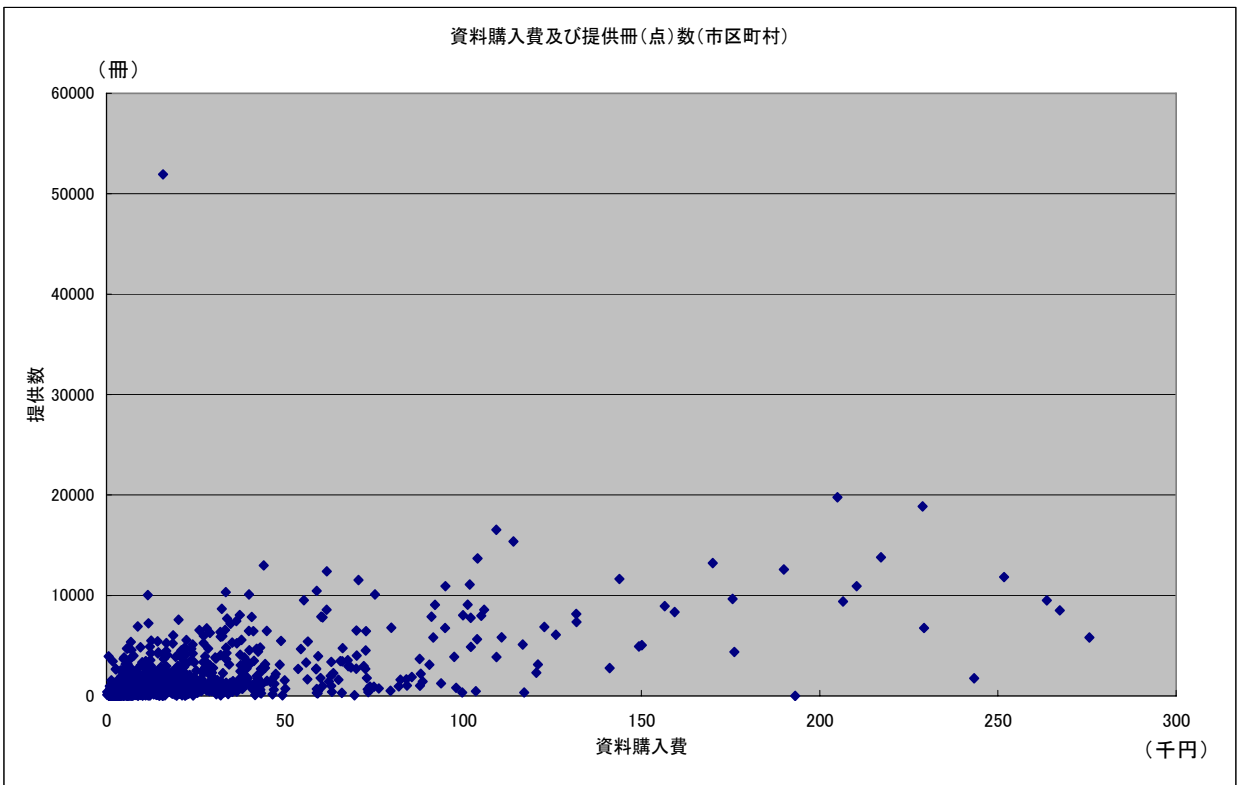


図 2.13 資料購入費及び提供冊 (点) 数 (市区町村)

3 相互貸借の実施

(1) 相互貸借の実施

相互貸借を実施しているかどうか市区町村立図書館に尋ねたところ、「貸出・借受とも実施」「貸出のみ」「借受のみ」と回答した館は1,224館（98.6%）であり、ほとんどの自治体で相互貸借を実施していることがわかる。一方、貸出・借受とも相互貸借を実施していないのは、14館（1.1%）のみである。その主な理由は、「業務を遂行する人員が確保ができない」（8館）、次いで「資料の搬送に係る経費が発生する」（7館）、「蔵書数が少ない」（5館）、「予約サービスを実施していない」（3館）である。

表 2.19 相互貸借の実施（市区町村）

回答項目	回答数	構成比
貸出・借受とも実施している	1,186	95.6%
貸出のみ実施している	1	0.1%
借受のみ実施している	37	3.0%
貸出・借受とも実施していない	14	1.1%
その他	0	0.0%
無回答	3	0.2%
合計	1,241	100.0%

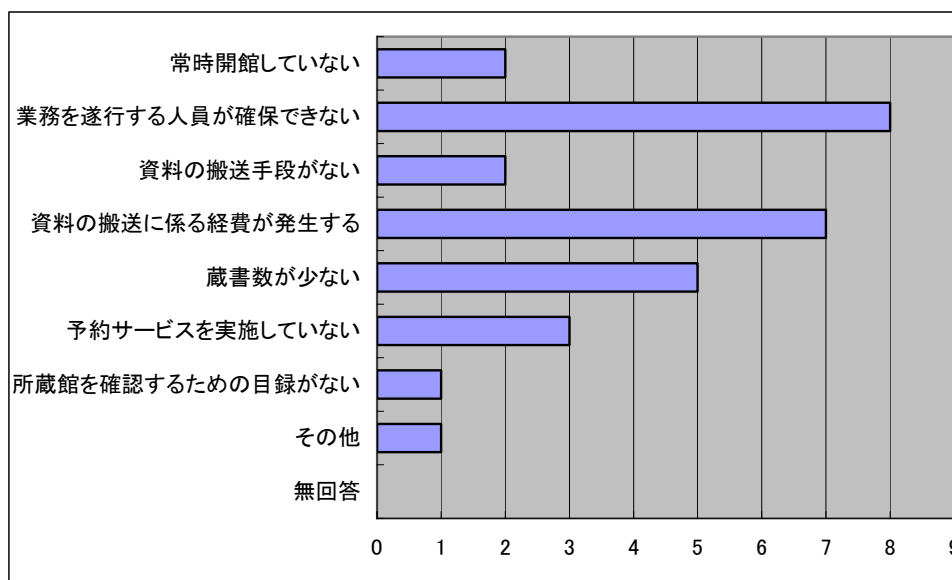


図 2.14 実施していない理由（市区町村）

n=14

表 2.20 実施していない理由（市区町村）

回答項目	回答数	構成比
常時開館していない	2	14.3%
業務を遂行する人員が確保できない	8	57.1%
資料の搬送手段がない	2	14.3%
資料の搬送に係る経費が発生する	7	50.0%
蔵書数が少ない	5	35.7%
予約サービスを実施していない	3	21.4%
所蔵館を確認するための目録がない	1	7.1%
その他	1	7.1%
無回答	0	0.0%

（複数回答）

(2) 協力貸出・相互貸借の冊・点数

ア 都道府県立図書館

都道府県立図書館が平成 21 年度に市区町村立図書館に協力貸出をした貸出冊数は「5 万冊・点未満」が回答自治体の半数（23 自治体）と最も多かった。また人口規模別では、規模が大きくなるにつれて貸出冊数も多くなる傾向にある。

一方、借受冊数は、「5 百冊・点未満」（13 館、回答館数の 23.9%）、「1 百冊・点未満」（10 館、21.7%）をあわせると回答自治体の約半数を占めている。人口規模別では、特にこれといった特徴は見られない。

また、平成 16 年度の貸出冊数及び借受冊数についても尋ねた。平成 21 年度と比較すると、貸出冊数については、増加が 32 館と多く、減少は 12 館であった。平成 21 年度の貸出冊数は、東京都、千葉県、大阪府、埼玉県、滋賀県が 4 万冊を超え、続いて鳥取県、北海道、長崎県、佐賀県、岡山県の順となっている。

借受冊数については、増加が 32 館と多く、減少は 3 館であった。平成 21 年度の借受冊数は富山県、栃木県、埼玉県、千葉県、三重県、大阪府、福岡県が 2 千冊を超えている。

なお、平成 16 年度の冊数については、すでに記録がない館もあったため、回答のあった館のみの比較となっている。また、東京都では東京都内の市区町村立図書館からの借受を実施していない。

表 2.21 貸出冊数

貸出冊数	回答数
5 千冊・点未満	8
1 万冊・点未満	12
5 万冊・点未満	23
1 0 万冊・点未満	3
1 0 万冊・点以上	0
無回答	0
合 計	46

表 2.22 人口規模別貸出冊数

冊・点数	人口規模				
	5 千未満	1 万未満	5 万未満	10 万未満	10 万以上
百万人未満	1	2	5	0	0
百万人超～五百万人	7	10	12	0	0
五百万人超～一千万人	0	0	6	2	0
一千万人超	0	0	0	1	0

表 2.23 借受冊数

借受冊数	回答数
1 百冊・点未満	10
5 百冊・点未満	13
1 千冊・点未満	9
5 千冊・点未満	11
5 千冊・点以上	2
無回答	1
合 計	46

表 2.24 人口規模別借受冊数

冊・点数	人口規模				
	1 百未満	5 百未満	1 千未満	5 千未満	5 千以上
百万人未満	2	3	3	0	0
百万人超～五百万人	7	9	5	6	2
五百万人超～一千万人	1	1	1	5	0
一千万人超	0	0	0	0	0

表 2.25 貸出冊数別借受冊数

借受冊数	貸出冊数				
	1 百冊・点未満	5 百冊・点未満	1 千冊・点未満	5 千冊・点未満	5 千冊・点以上
5 千冊・点未満	3	4	1	0	0
1 万冊・点未満	4	3	2	2	1
5 万冊・点未満	3	6	6	7	1
1 0 万冊・点未満	0	0	0	2	0
1 0 万冊・点以上	0	0	0	0	0

貸出冊数比較(平成16年度・平成21年度)(都道府県)

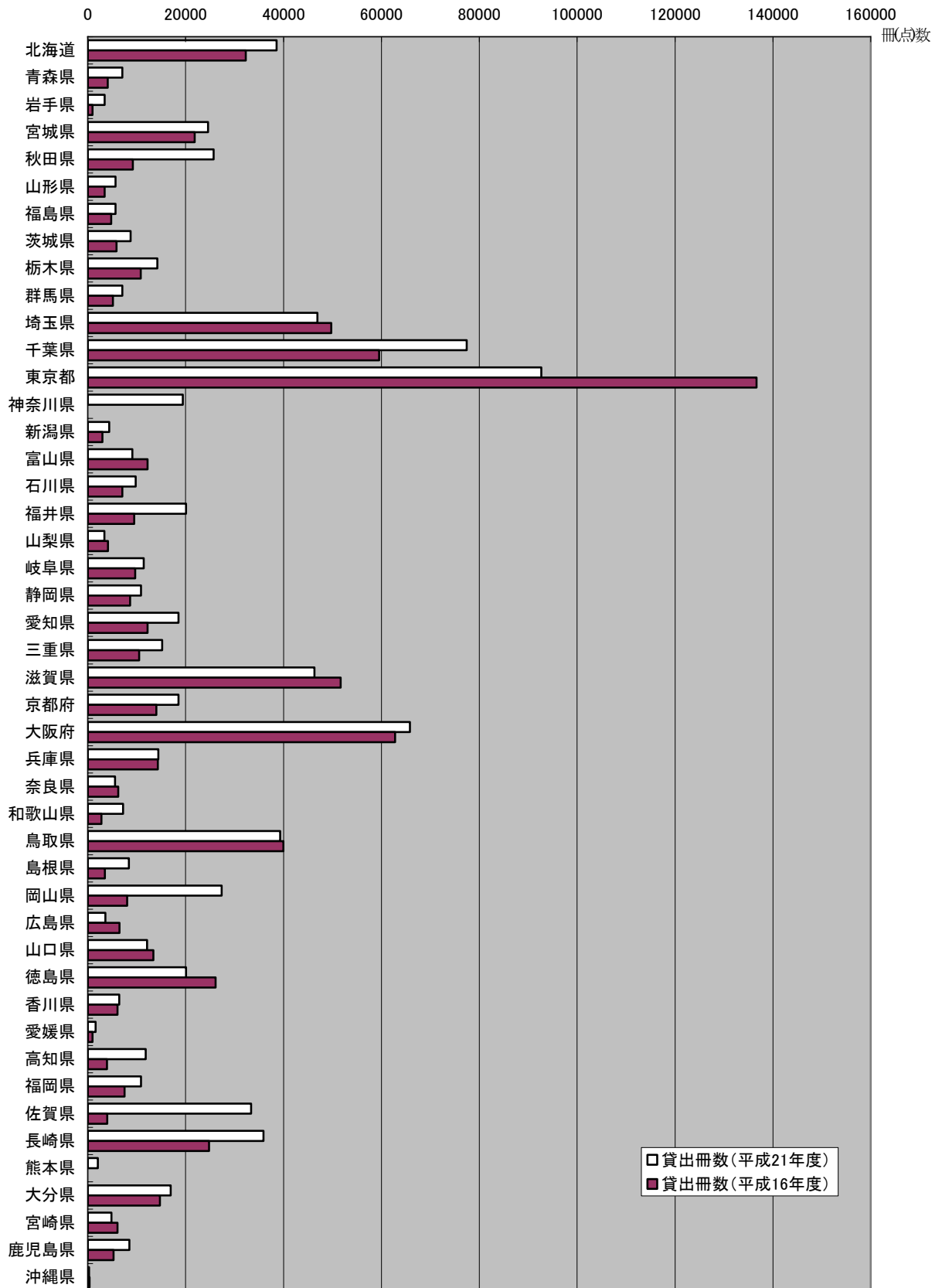


図 2.15 貸出冊数比較(平成16年度・平成21年度)(都道府県)

表 2. 26 平成 21 年度貸出冊数及び人口 1000 人当たり貸出冊数

(冊)

都道府県名	21年度貸出冊数	人口1000人当たり貸出冊数
北海道	38,558	7.00
青森県	7,033	5.12
岩手県	3,436	2.58
宮城県	24,562	10.46
秋田県	25,729	23.69
山形県	5,673	4.85
福島県	5,668	2.79
茨城県	8,782	2.96
栃木県	14,211	7.08
群馬県	7,044	3.51
埼玉県	46,949	6.53
千葉県	77,438	12.46
東京都	92,698	7.04
神奈川県	19,438	2.15
新潟県	4,393	1.85
富山県	9,124	8.34
石川県	9,763	8.34
福井県	20,088	24.91
山梨県	3,417	3.96
岐阜県	11,457	5.51
静岡県	10,867	2.89
愛知県	18,558	2.50
三重県	15,198	8.19
滋賀県	46,309	32.84
京都府	18,562	7.04
大阪府	65,822	7.43
兵庫県	14,442	2.58
奈良県	5,549	3.96
和歌山県	7,217	7.21
鳥取県	39,329	66.84
島根県	8,406	11.73
岡山県	27,340	14.06
広島県	3,581	1.25
山口県	12,103	8.34
徳島県	20,113	25.59
香川県	6,430	6.46
愛媛県	1,592	1.11
高知県	11,847	15.49
福岡県	10,851	2.14
佐賀県	33,392	39.30
長崎県	35,910	25.17
熊本県	2,075	1.14
大分県	16,947	14.16
宮崎県	4,818	4.24
鹿児島県	8,512	4.99
沖縄県	275	0.20

* 人口は平成 22 年国勢調査速報値による。

借受冊数比較(平成16年度・平成21年度)(都道府県)

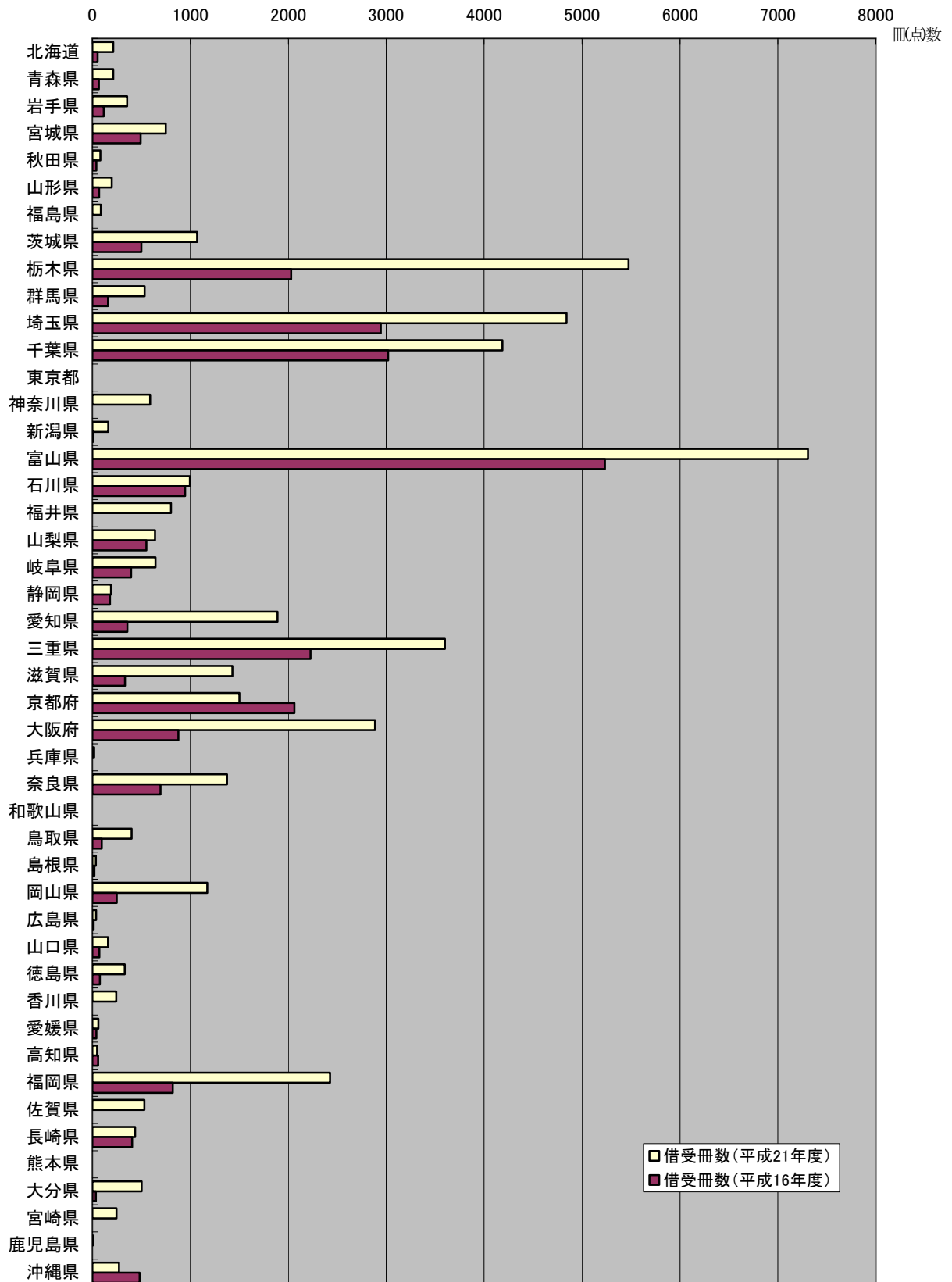


図 2.16 借受冊数比較(平成16年度・平成21年度)(都道府県)

イ 市区町村立図書館

市区町村立図書館の相互貸借における貸出冊数は、「5百冊・点未満」が658館（55.4%）が最も多く、次いで「1万冊・点未満」（265館、22.3%）となっている。人口規模別に見ると、「十万人超～五十万人以下」（回答数252館）、「五十万人超」（回答数32館）の自治体では1千冊以上「1万冊未満」が回答数の半数を超え、最も多く、1万冊以上「10万冊未満」との回答もそれぞれ6館（2.4%）、5館（15.6%）となっている。一方、「四万人未満」「四万人超～十万人以下」の自治体では「5百冊未満」との回答がそれぞれ410館（85.6%）、187館（55.0%）となっており、人口規模が大きい自治体のほうが、相互貸借における貸出冊数も多くなる傾向にある。

借受冊数は、「1万冊・点未満」が422館（34.5%）、次いで「5百冊・点未満」が390館（31.9%）となっている。人口規模別では、人口規模が小さい「四万人未満」では「5百冊・点未満」「1百冊未満」が343館（62.5%）と全体の半数以上を占めているが、それ以外の人口規模では借受冊数の間に目立った特徴は見られず、どの人口規模でも「1万冊・点未満」と回答する館が一番多くなっている。

貸出冊数と借受冊数の関係は、貸出冊数が「5百冊・点未満」「1千冊・点未満」「1万冊・点未満」までは借受冊数も同程度が一番多くなっているが、「10万冊・点未満」「10万冊・点以上」の貸出冊数がある館（14館）では、借受冊数が1桁下となる「1万冊・点未満」が一番多くなっている。

表 2.27 貸出冊数

貸出冊数	回答数
5百冊・点未満	658
1千冊・点未満	174
1万冊・点未満	265
10万冊・点未満	13
10万冊・点以上	1
無回答	76
合計	1,187

表 2.28 人口規模別貸出冊数

冊・点数	5百未満	1千未満	1万未満	10万未満	10万以上
人口規模					
四万人未満	410	39	28	2	0
四万人超～十万人以下	187	83	69	0	1
十万人超～五十万人以下	54	47	145	6	0
五十万人超	1	4	22	5	0
無回答	7	1	1	0	0

表 2.29 借受冊数

借受冊数	回答数
1百冊・点未満	117
5百冊・点未満	390
1千冊・点未満	252
1万冊・点未満	422
1万冊・点以上	14
無回答	28
合計	1,223

表 2.30 人口規模別借受冊数

冊・点数	1百未満	5百未満	1千未満	1万未満	1万以上
人口規模					
四万人未満	88	255	114	92	0
四万人超～十万人以下	22	90	90	151	1
十万人超～五十万人以下	4	42	45	155	7
五十万人超	1	1	2	21	6
無回答	3	2	1	3	0

表 2.31 貸出冊数別借受冊数

借受冊数 貸出冊数	1百冊・点未満	5百冊・点未満	1千冊・点未満	1万冊・点未満	1万冊・点以上
5百冊・点未満	85	301	160	108	0
1千冊・点未満	3	38	53	81	0
1万冊・点未満	1	11	27	218	8
10万冊・点未満	0	1	0	7	5
10万冊・点以上	0	0	0	1	0

* 貸出冊数及び借受冊数ともに回答があった場合のみの数値であるため、上記の貸出冊数及び借受冊数合計とは合計が一致しない。

(3) 相互貸借を依頼する理由

相互貸借を依頼する主な理由は、都道府県立図書館では「絶版・品切れ等により購入できない」が 29 館（63.0%）と一番多く、次いで「自館の資料収集方針、資料選択基準に適合しないため」26 館（56.5%）、「資料購入費が少ないため」19 館（41.3%）となっている。市区町村立図書館でも、都道府県立図書館と同様、「絶版・品切れ等により購入できない」が 800 館（70.6%）が一番多く、次いで「資料購入費が少ないため」（728 館、58.4%）、「自館の資料収集方針、資料選択基準に適合しないため」459 館（36.8%）となっている。

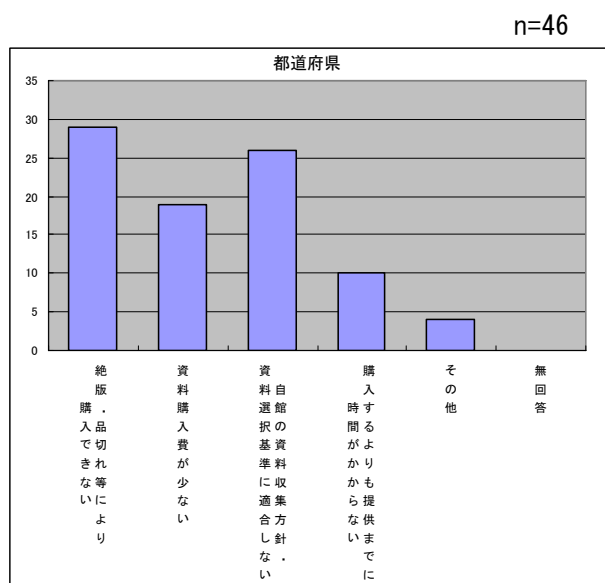


図 2.17 相互貸借を依頼する理由（都道府県）

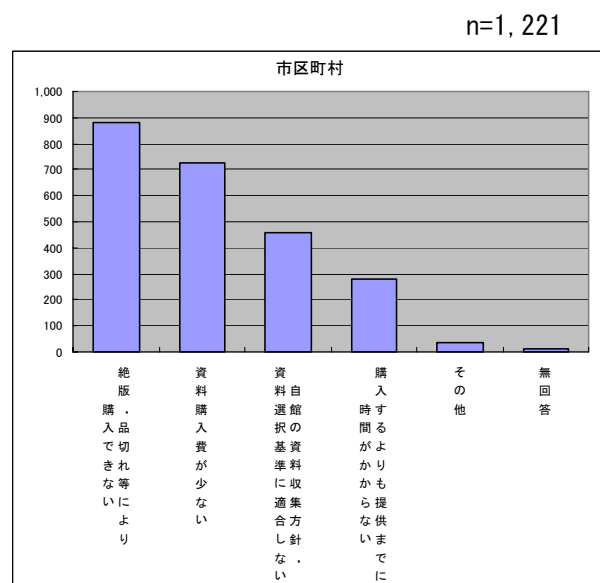


図 2.18 相互貸借を依頼する理由（市区町村）

表 2.32 相互貸借を依頼する理由

回答項目	都道府県	構成比	市区町村	構成比
絶版・品切れ等により購入できないため	29	63.0%	878	71.9%
資料購入費が少ないため	19	41.3%	723	59.2%
自館の資料収集方針・資料選択基準に適合しないため	26	56.5%	458	37.5%
協力貸出・相互貸借のほうが、購入するよりも提供までに時間がかからないため	10	21.7%	278	22.8%
その他	4	8.7%	37	3.0%
無回答	0	0.0%	10	0.8%

* 予約サービスを実施している自治体のみ回答

(複数回答)

自由記述として、市区町村立図書館では「利用者が多様化」し、「専門性の高い資料」はもちろん、「自館の収集方針には適合するものでも、蔵書構成や予算管理などを考慮すると」「相互貸借したほうが経費がかからない」ことを理由に挙げている館が多く、依頼する基準として、「出版から1年（以上）過ぎたものは基本的に相互貸借で対応する」とした館が都道府県立、市区町村立図書館とも見られた。

その他相互貸借する理由の代表的な意見は以下のとおりである。

【購入対象外】

- ・ 英語の多読テキスト等長いシリーズのものは厳選して購入しているため、購入対象以外は相互貸借を実施（都道府県立図書館）
- ・ シリーズで複数巻出版されているうちの一部をリクエストされた場合（市区町村立図書館）
- ・ 出版年が古く、購入しても利用が余り見られないと思われるため（市区町村立図書館）
- ・ 専門的資料、論文、古い資料のため（市区町村立図書館）

【資料購入費が少ない】

- ・ 未所蔵資料のため（都道府県立図書館）
- ・ 出版年が1年以上（～3、4年）経過している資料は、購入を控えているため（市区町村立図書館）

【入手困難】

- ・ 自費出版、地方出版等により入手が困難なため（都道府県立図書館）

【その他】

- ・ 広域圏組合による図書館ネットワーク事業活用のため（市区町村立図書館）
- ・ 保管スペースに限界があるため（市区町村立図書館）
- ・ 蔵書が少なく、古い資料が少ないため（市区町村立図書館）
- ・ 専門的資料等他の利用者の利用が見込めない資料のため（市区町村立図書館）
- ・ 利用者からの希望（市区町村立図書館）
- ・ 所蔵しているが、すぐに提供できない（長期延滞等）場合（市区町村立図書館）
- ・ 研修、団体利用等で複数必要な場合（市区町村立図書館）
- ・ 特定少数の利用者によるリクエスト件数が増加し、他の利用者とのバランス及び年間資料費・蔵書構成を考慮すると一部、相互貸借に頼らざるを得ないため（市区町村立図書館）

4 搬送方法・搬送頻度・搬送資料

(1) 搬送方法

各都道府県内の協力貸出・相互貸借のための搬送方法は、「宅配便」33館（71.7%）が一番多く、次に「都道府県立図書館が運行する協力車」24館（52.2%）、「郵送」20館（43.5%）である。

その他としては、市立図書館が運行する搬送車、市職員の来館（研修会等の際に持参等含む）、地区協議会が運行する搬送車などである。また、協力車や宅急便を都道府県立図書館ではなく、県公共

図書館協会（協議会）が運営する事例もあった。

また、搬送先は、中心館（1館）に搬送すると回答した館が協力車16館（34.8%）、宅配便13館（28.3%）、依頼した各館へ搬送するのは宅配便16館（34.8%）、郵便12館（26.1%）、協力車6館（13.0%）である。

なお、この章において、市区町村立図書館の回答については、この項目以降、相互貸借を実施している館（1,224館）のみの集計となっている。

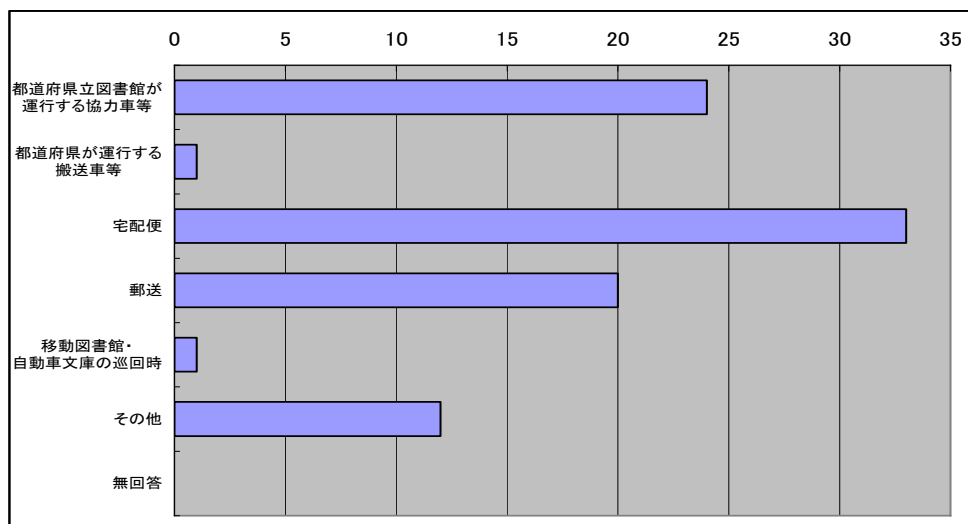


図 2.19 搬送方法（都道府県）

n=46

表 2.33 搬送方法及び搬送先（都道府県）

回答項目	回答数	搬送先			
		中心館（1館）	依頼した各館	郡・ブロックが指定した館	その他
都道府県立図書館が運行する協力車等	24	16	6	0	2
都道府県が運行する搬送車等	1	0	1	0	0
宅配便	33	13	16	0	4
郵送	20	2	12	0	3
移動図書館・自動車文庫の巡回時	1	0	1	0	0
その他	12	3	2	0	3

（複数回答）

市区町村立図書館の相互貸借の資料の搬送方法は、「都道府県立図書館が運行する協力車」710館（58.0%）、「郵送」676館（55.2%）、「宅配便」632館（51.6%）が多く、「隣接する複数の市区町村間のみで運行・巡回する搬送車」64館（5.2%）、その他は161館で、職員が配送、会議、研修会へ持参、市が運行する搬送車、公用車などである。また、宅配便を広域圏組合が運営、搬送車を県立図書館・大学図書館・市立図書館の相互利用協定により運行している事例もあった。

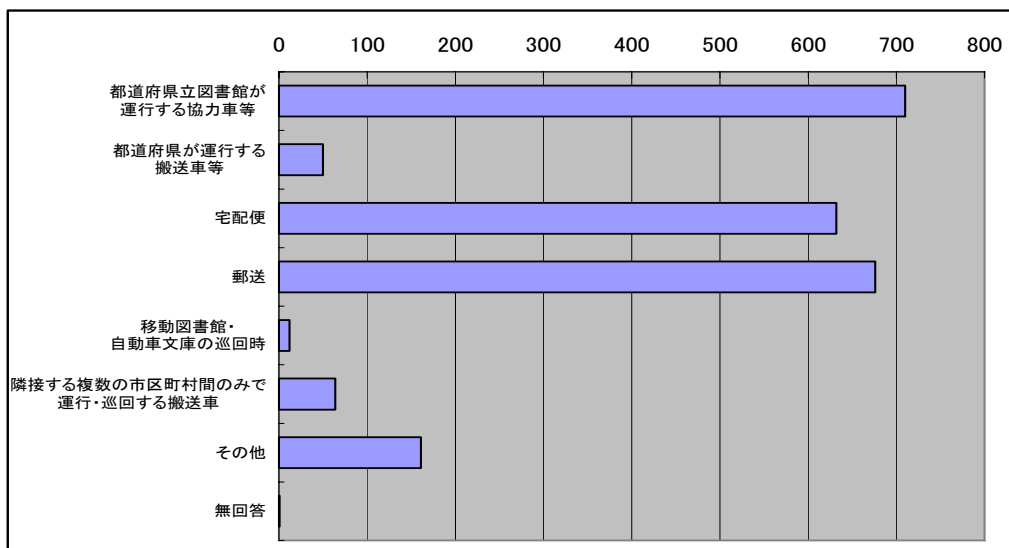


図 2.20 搬送方法（市区町村）

n=1,224

表 2.34 搬送方法（市区町村）

回答項目	回答数
都道府県立図書館が運行する協力車等	710
都道府県が運行する搬送車等	50
宅配便	632
郵送	676
移動図書館・自動車文庫の巡回時	12
隣接する複数の市区町村間のみで運行・巡回する搬送車	64
その他	161
無回答	1

(複数回答)

(2) 定期搬送

各都道府県立図書館が定期的に資料を搬送する定期搬送市区町村数は、20～29 市区町村が 13 館（28.3%）、10～19 市区町村、30～39 市区町村が各 8 館（17.4%）、50 市区町村以上 5 館（10.9%）となっている。

また、都道府県域自治体数に対する搬送自治体数の割合をみると、100%が 26 館（66.7%）と一番多く、90%未満、100%未満が各 3 館（7.7%）、50%未満、70%未満は各 2 館（4.3%）で、搬送自治体数の割合は増えてきているが、地域格差がある。

表 2.35 定期搬送自治体数

自治体数	回答数	構成比
1～9 市区町村	1	2.2%
10～19 市区町村	8	17.4%
20～29 市区町村	13	28.3%
30～39 市区町村	8	17.4%
40～49 市区町村	4	8.7%
50 市区町村以上	5	10.9%
無回答	7	15.2%

表 2.36 県域自治体数に対する搬送自治体数の割合

定期搬送自治体数/県域自治体数割合	自治体数	構成比
50%未満	2	4.3%
70%未満	2	4.3%
90%未満	3	6.5%
100%未満	3	6.5%
100%	26	56.5%
無回答	10	21.7%
合計	46	100.0%

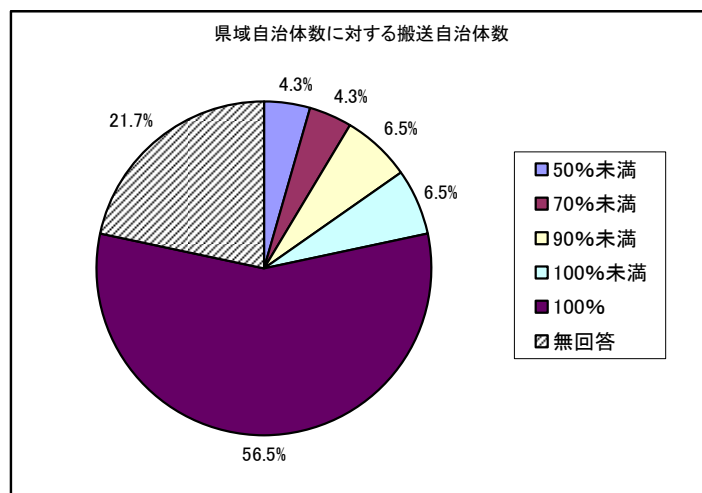


図 2.21 県域自治体数に対する搬送自治体数 n=46

(3) 搬送頻度

ア 都道府県立図書館

各都道府県内の搬送方法ごとの貸出時と返却時の搬送頻度は、「都道府県立図書館が運行する協力車」は貸出時が1週間に1回11館(23.9%)が多く、その他7館(15.2%)、2週間に1回4館(8.7%)で返却時もほぼ同様、「宅配便」は貸出時が1週間に1回17館(37.0%)、その他10館(21.7%)、随時4館(8.7%)、返却時が1週間に1回14館(30.4%)が多く、随時6館(13.0%)、その他6館(13.0%)、「郵送」は貸出時が随時15館(32.6%)である。

その他は、いずれの方法についても週に2回や3回といった回数をあげる館が多かった。協力車では、週に3回など搬送頻度の高い回答もあったが、月単位での回答もあった。

そのほか、具体的な回答は、たとえば、以下のとおりである。

【協力車】

週に3回/4ヶ月毎/年6回程度希望館

【都道府県が運行する搬送車】

1週間に2回

【宅配便】

週に1回か2回/協力車運行しない週、毎日発送(返却は搬送車で回収)/個人貸出の経由返却等が多い市は週1回

表 2.37 搬送頻度(都道府県)

搬送方法	貸出時				返却時			
	週に1回	2週に1回	随時	その他	週に1回	2週に1回	随時	その他
都道府県立図書館が運行する協力車等	11	4	1	7	10	4	1	8
都道府県が運行する搬送車等	0	0	0	1	0	0	0	1
宅配便	17	2	4	10	14	1	6	6
郵送	2	0	15	1	2	0	13	1
移動図書館・自動車文庫の巡回時	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	0	1	4	6	0	1	3	6

イ 市区町村立図書館

市区町村立図書館における搬送方法ごとの貸出時と返却時の搬送頻度は、「都道府県立図

「書館が運行する協力車」は貸出時が1週間に1回484館(39.5%)で一番多く、その他119館(9.7%)、2週間に1回65館(5.3%)で返却時もほぼ同様、「宅配便」は貸出時が、随時340館(27.8%)と多く、1週間に1回162館(13.2%)で返却時もほぼ同様、「郵送」は貸出時が随時606館(49.5%)が多い。「隣接する複数の市区町村間のみで運行・巡回する搬送車」は1週間に1回37館(3.0%)、その他は、都道府県と同様いずれの方法も週に2回、3回といった具体的な回数を上げる館が多く、協力車における搬送頻度では、頻度の高い館では、週3、4回、頻度の低いところでは、年に6回といった回答もあった。また、宅配便や郵送では、協力車が運行している週と運行していない週で頻度が異なるという回答や急ぎのときなどという回答もあった。そのほか、具体的な回答は、例えば、以下のとおりである。

【協力車】

週に2回/10日に1回/月に1回/年8回/協力車と宅配が隔週

【宅配便】

月に1回/協力車のない週2回/急ぎや量が多いとき/延滞本がある場合

【郵送】

週に3回/月に1回/協力車がある週は1回/急ぎのとき/特定録音物等郵便物

【隣接する複数の市区町村のみで運行・巡回する搬送車】

週に2回～6回/開館日平日/月に2回～4回

【その他】

毎日/会議・研修会へ持参

表 2.38 搬送頻度（市区町村）

搬送方法	貸出時				返却時			
	週に1回	2週に1回	随時	その他	週に1回	2週に1回	随時	その他
都道府県立図書館が運行する協力車等	484	65	22	119	486	69	20	136
都道府県が運行する搬送車等	21	2	10	8	22	1	8	9
宅配便	162	23	340	49	166	25	329	50
郵送	13	4	606	18	21	4	594	23
移動図書館・自動車文庫の巡回時	0	0	4	4	0	0	4	4
隣接する複数の市区町村間のみで運行・巡回する搬送車	37	6	1	23	36	6	1	23
その他	21	4	39	65	21	4	41	64

(4) 搬送頻度要望

ア 都道府県立図書館

都道府県立図書館は、対象館から搬送頻度についての希望や要望がある図書館は19館(41.3%)で、希望や要望がない図書館は26館(56.5%)である。搬送頻度や回数の増加の希望や要望が多い。そのほか、具体的には、以下のとおりである。

- ・市町村立負担分は20コンテナ分(年間)まで県立負担だが、その増便。
- ・巡回数の増加(市町村間物流への対応と搬送資料の予約対応など)
- ・月に1度は条件を満たした場合(遠隔地返却)に搬送するが、無条件で毎週1回を希望
- ・市町村立図書館やその利用者から、早めの取寄せや頻度増を望む意見がでている。
- ・祝日の搬送車の運行希望
- ・原則当館資料の貸借があるときの搬送なので、利用がある館に毎回搬送しているが、ない場合

も定期的に搬送してほしいとの希望がある。

- ・市町村の中心館の搬送ではなく、地区館分館へも直接県立図書館から搬送してほしい。

イ 市区町村立図書館

市区町村立図書館は、協力貸出・相互貸借の搬送頻度についての増加などの希望や要望についてあるとした図書館は174館（14.2%）、希望や要望がないとした図書館は1,040館（85.0%）である。搬送頻度の回数増加の要望が多く、協力車の巡回要望、搬送条件と回数との関係、曜日、巡回経路などであるが、そのほか、具体的には、以下のとおりである。

- ・ 県立図書館への遠隔地返却の有無に係わらず週1回
- ・ 基本1週間に1回だが、月末など時折ぬける週をなくす
- ・ 急ぎの資料は随時希望
- ・ 土日、祝日の配送
- ・ 県立図書館で県内巡回協力車の運行
- ・ 県立図書館の協力車を復活させ、月1度位の頻度で巡回
- ・ 協力車来館週も宅配発送を
- ・ 同じ曜日に巡回
- ・ 曜日発送などのルール
- ・ 曜日の変更
- ・ 公民館図書室の搬送も復活
- ・ 研修・会議の開催がない月は特別に巡回車を運行
- ・ 中央館が休館日の配送の場合、館内いずれかの図書館で受入れ
- ・ 県立図書館の荷物の有無に関わらず週2回の発送
- ・ 1回の搬送量と回数の増加
- ・ 協力車は中央館（1館）巡回を全館巡回に
- ・ 巡回の順番を変更
- ・ 県内地区ごとの搬送協定形成（運送会社契約による定期搬送・送料値引き）
- ・ 自治体に1館のため周辺近隣の図書館との相互貸借頻度が高まる方法
- ・ 市町村間の相互貸借の搬送便の増加
- ・ 巡回経路を往復に
- ・ 県外図書館（都道府県・市町村）、国立国会図書館と相互貸借について国で何らかの搬送手段を確保
- ・ 県立図書館間で週2回運行され県外図書館からの借用の場合、県内図書館からの借用に比べ早く提供できるので、県内連絡車の搬送頻度の増加。

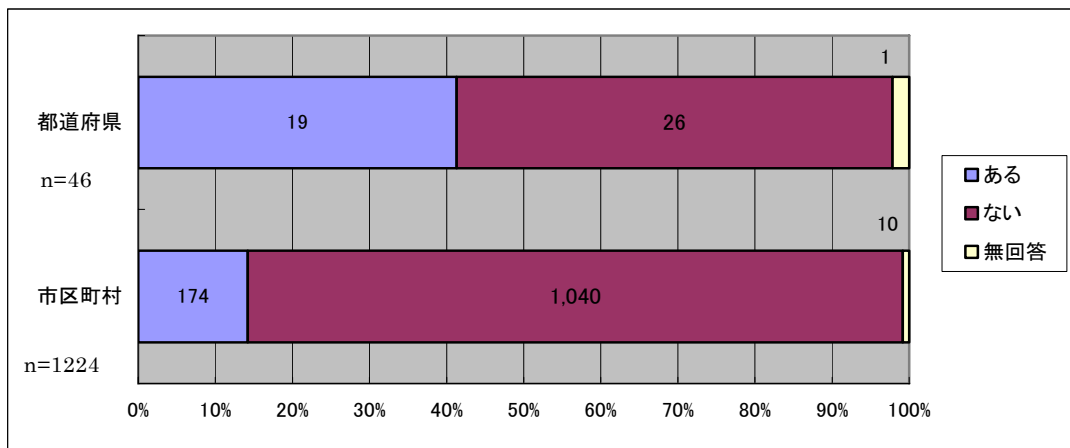


図 2.22 搬送頻度要望の有無

表 2.39 搬送頻度要望の有無

回答項目	都道府県	構成比	市区町村	構成比
ある	19	41.3%	174	14.2%
ない	26	56.5%	1,040	85.0%
無回答	1	2.2%	10	0.8%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%

(5) 搬送頻度と経費負担との関係

各市区町村立図書館に協力貸出・相互貸借の搬送頻度と経費との関係についての意見を尋ねたところ、「現状の頻度でよい」が957館（78.2%）を占め、次に「現状の頻度では不足だが、費用負担の増額は難しい」210館（17.2%）となっている。「費用負担を増額して、頻度を多くしたい」10館（0.8%）や「利用者負担を導入して、頻度を多くしたい」9館（0.7%）と、かなり少ない。その他31館（2.5%）で、さまざまな意見がある。例えば、以下のとおりである。

- ・ 費用は借受館負担
- ・ 現状の頻度でよいが、県立図書館の費用負担を増加
- ・ 現在は県負担で運行、今後は各自治体である程度の負担は必要になるか
- ・ 現状維持
- ・ 費用負担は区市町村間の財政格差が大きい中では論外な話
- ・ 現状の頻度では不足を感じるが、宅配との併用でほぼ節度ある利用と運用できている。他の業務（量）との兼合いで相互貸借にかかる業務に振り回されることもある。
- ・ 協力貸出の費用負担は、全額県立図書館負担が望ましい。
- ・ 利用者負担も検討中だが、近隣の図書館との足並みをそろえる点も考慮が必要
- ・ 利用者負担にしたため頻度は大幅に減少した。利用者負担を軽減したいが、費用負担が認められない。
- ・ 宅配、郵送での搬送費用は利用者負担のため、特に問題はない。
- ・ 図書館から奥の地域（公民館図書室）への図書館搬送が負担
- ・ 都道府県立図書館が運行する協力車の搬送頻度が増加すると、当市の費用負担が軽減する。
- ・ 本市の契約車が県立に受取に行き、応分の負担はしている。
- ・ 国による全額補助を
- ・ 相互貸借の予算を増額よりも資料費の増額を優先

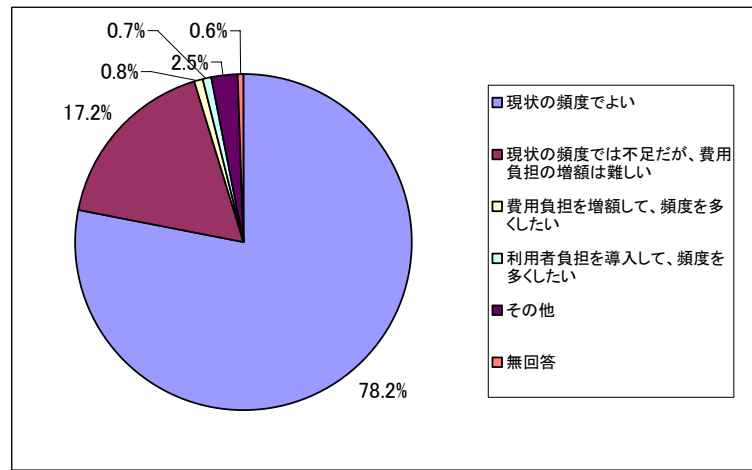


図 2.23 搬送頻度要望と経費負担 n=1,224

表 2.40 搬送頻度要望と経費負担

回答項目	回答数	構成比
現状の頻度でよい	957	78.2%
現状の頻度では不足だが、費用負担の増額は難しい	210	17.2%
費用負担を増額して、頻度を多くしたい	10	0.8%
利用者負担を導入して、頻度を多くしたい	9	0.7%
その他	31	2.5%
無回答	7	0.6%
合計	1,224	100.0%

(複数回答)

(6) 搬送の対象

各都道府県立図書館が搬送方法全体で搬送する資料の対象範囲について尋ねたところ、「都道府県立図書館所蔵資料と市区町村立図書館等の所蔵資料・貸出資料と返却資料」40館(87.0%)が一番多く、「都道府県立図書館所蔵資料のみ・貸出資料と返却資料」7館(15.2%)、「都道府県立図書館所蔵資料のみ・貸出資料のみ」5館(10.9%)、その他11館(23.9%)となっている。

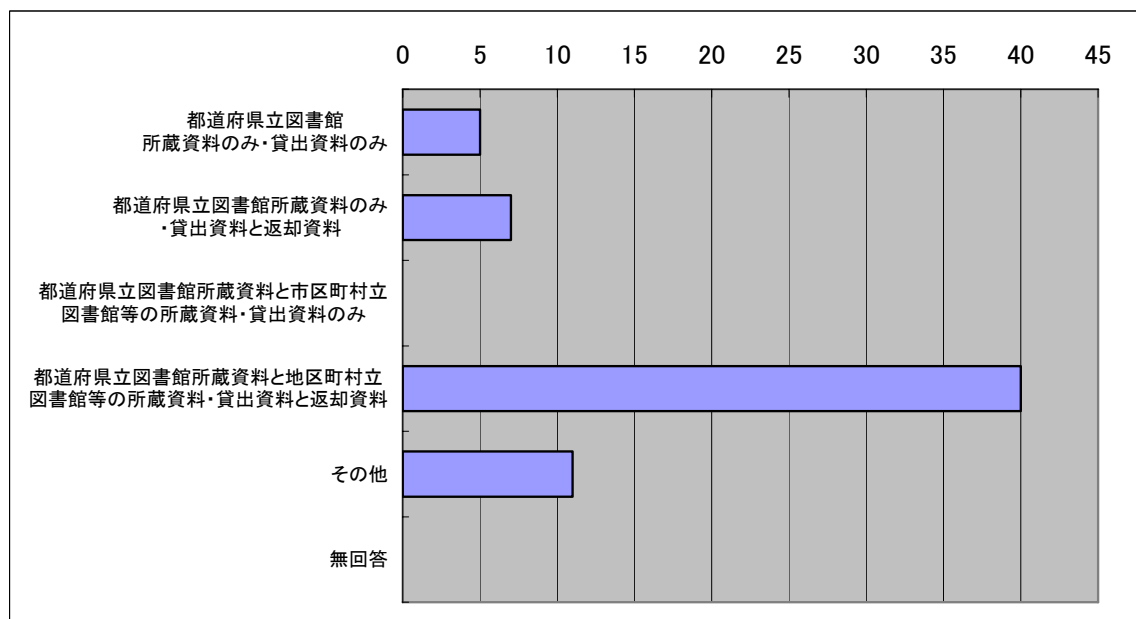


図 2.24 搬送の対象 (都道府県)

n=46

表 2.41 搬送の対象（都道府県）

回答項目	回答数	構成比
都道府県立図書館所蔵資料のみ・貸出資料のみ	5	10.9%
都道府県立図書館所蔵資料のみ・貸出資料と返却資料	7	15.2%
都道府県立図書館所蔵資料と市区町村立図書館等の所蔵資料・貸出資料のみ	0	0.0%
都道府県立図書館所蔵資料と地区町村立図書館等の所蔵資料・貸出資料と返却資料	40	87.0%
その他	11	23.9%
無回答	0	0.0%

(複数回答)

(7) 対象資料

各都道府県立図書館が搬送方法全体で搬送する対象資料の種類については、「図書」46館（100.0%）と全館、「雑誌」39館（84.8%）、「紙芝居」42館（91.3%）、「都道府県又は都道府県内の各図書館等が発行した印刷物」38館（82.6%）が多く、「CD、レコード、カセットテープ等（音声資料）」25館（54.3%）となっている。その他は、例えば、以下のとおりである。

16mm フィルム、ビデオテープ、DVD 等の映像資料 / 県及び県内市町村の機関等の通知・刊行物・広報資料 / 図書の附属資料である音声資料や電子媒体、公的機関からの寄贈資料や印刷物等 / 県立図書館が県内配布を依頼された資料（寄贈資料等） / 県立図書館が市町村図書館から配布を依頼された資料（市町村広報ほか） / パネルシアター・布絵本 / 全公図・日図協・県内図書館団体等からの配布物 / 図書館間貸借のポータブル端末他 / 県作成の展示パネル、展示ケース等

各市区町村立図書館が相互貸借の搬送手段（協力車・宅配便等）で搬送する対象資料の種類については、「図書」1,168館（95.4%）、「雑誌」912館（74.5%）、「紙芝居」846館（69.1%）、「都道府県又は都道府県内の各図書館等が発行した印刷物」550館（44.9%）が多く、「CD、レコード、カセットテープ等（音声資料）」253館（20.7%）となっている。その他は、例えば、以下のとおりである。

新聞 / DVD、ビデオテープ等視聴覚資料 / 寄贈資料 / 文献複写物・代金 / 文書類 / 県立図書館出前講座で使用する道具、レジュメ / お話し会用、媒体物（指人形等） / 複製絵画 / 複写資料

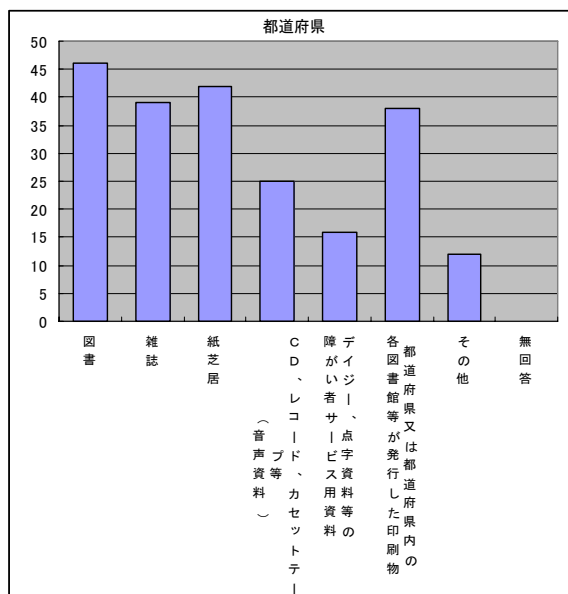


図 2.25 対象資料 (都道府県) n=46

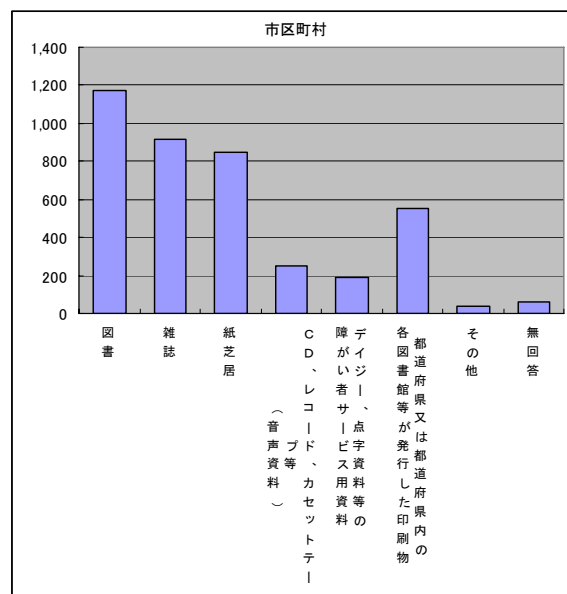


図 2.26 対象資料 (市区町村) n=1,224

表 2.42 対象資料

回答項目	都道府県	市区町村
図書	46	1,168
雑誌	39	912
紙芝居	42	846
CD、レコード、カセットテープ等 (音声資料)	25	253
デイジー、点字資料等の障がい者サービス用資料	16	191
都道府県又は都道府県内の各図書館等が発行した印刷物	38	550
その他	12	40
無回答	0	58

(複数回答)

(8) 対象資料の制限

各市区町村立図書館の相互貸借で貸し出す資料について、制限 (出版年、受入時期等) をしているか尋ねたところ、「制限している」881館 (72.0%) がかなり多く、「制限していない」316館 (25.8%) である。

主な制限内容としては、図書や雑誌では受入からの期間で制限している館が多いが、期間は短い場合は2週間、長い場合は1年などさまざまである。雑誌の場合は最新号という回答もある。冊数の制限をあげている回答も多かったが、少ないところでは「5点まで」多いところでは「図書100冊まで」など、ばらつきがみられる。また、年代の古い資料 (戦前のもの等) や古文書・貴重書といった回答や状態が悪く損傷の恐れがある資料といった回答も多かった。資料形態での制限を回答している館も多く、ビデオやDVD、CDなどの視聴覚資料や新聞、漫画などがあげられる。そのほか、具体的には、以下のとおりである。

- ・ 新刊書は3ヶ月、文芸書は6ヶ月
- ・ 電子媒体の付録、朗読テープ
- ・ 大型絵本、大型紙芝居、紙芝居、しかけ絵本、布絵本

- ・ 郷土資料、(複本のない) 地域資料、市町村史
- ・ 複製絵画、加除式図書、マイクロ資料、国土地理院発行の地図、官報
- ・ 貸出禁止資料、館内閲覧用資料、参考図書、年鑑、白書類
- ・ 読書会用文庫、移動図書館資料、団体貸出、学校巡回図書、分館資料、公民館図書室資料
- ・ 県立図書館で貸し出しできる資料、依頼館の近隣の市区町村立図書館所蔵資料
- ・ 予約資料、利用頻度の高い資料、需要が多いもの(人気作家、人気シリーズ)、ベストセラー
- ・ 旅行ガイド
- ・ 容易に入手が可能な資料、相互貸借資料の再貸出
- ・ 搬送ケースやコンテナに入らないもの、送付困難な資料
- ・ 館長が不相当と認めた資料

表 2.43 対象制限の有無

回答項目	回答数	構成比
制限している	881	72.0%
制限していない	316	25.8%
無回答	27	2.2%
合計	1,224	100.0%

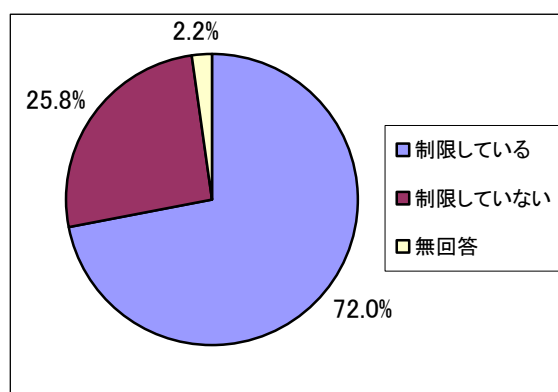


図 2.27 対象制限の有無 n=1,224

5 経費負担

(1) 経費負担

各都道府県立図書館が市区町村立図書館に資料の借受を依頼する際に、搬送にかかる経費はど
 が負担しているかを搬送方法ごとに尋ねたところ、以下のとおりであった。

表 2.44 経費負担(都道府県)

搬送方法	費用負担	都道府県立図書館が 運行する協力車等	都道府県が運行す る搬送車等	宅配便	郵送	移動図書館・自動 車文庫の巡回時	その他
資料の貸出館と借受館が負担		1	0	7	6	0	0
借受館が負担		15	0	17	5	1	1
利用者が全額又は一部を負担		0	0	1	4	0	1
図書館以外の行政部局等が負担		1	1	0	2	0	0
その他		6	0	6	0	0	6
合計		23	1	31	17	1	8

表 2.45 経費負担(市区町村)

搬送方法	費用負担	都道府県立図書館が 運行する協力車等	都道府県が運行す る搬送車等	宅配便	郵送	移動図書館・自動 車文庫の巡回時	隣接する複数の市区 町村間のみで運行・ 巡回する搬送車	その他
都道府県立図書館が負担		701	33	212	1	1	0	25
資料の貸出館と借受館が負担		12	2	213	238	2	14	4
借受館が負担		0	0	106	287	4	8	16
利用者が全額又は一部を負担		0	0	35	100	0	0	4
図書館以外の行政部局等が負担		2	10	17	17	1	10	4
その他		15	7	41	35	9	39	55
合計		730	52	624	678	17	71	108

(2) 搬送方法別経費負担

ア 都道府県立図書館が運行する協力車等

各都道府県立図書館が市区町村立図書館に資料の借受を依頼する際に、搬送にかかる経費はどこが負担しているかを搬送方法ごとに尋ねたところ、「都道府県立図書館が運行する協力車等」では、「借受館が負担」15館（32.6%）借受館＝都道府県立図書館が負担、「その他」6館（13.0%）でも都道府県立図書館が負担と記載している。

市区町村立図書館が都道府県立図書館へ協力貸出を依頼又は市区町村立図書館へ相互貸借を依頼する際の搬送にかかる経費はどこが負担しているかを搬送方法ごとに聞いたところ、「都道府県立図書館が運行する協力車等」では、「都道府県立図書館が負担」が701館（57.3%）を占めている。「その他」15館（1.2%）は、例えば、以下のとおりである。

20回まで県立図書館、それ以降は当方 / 県図書館協会への負担金、県内各市の資料運送負担金 / 県立図書館と市町図書館が負担（館ごとに負担金額は異なる） / 県立図書館と借受館が折半

【都道府県立図書館が運行する協力車等】

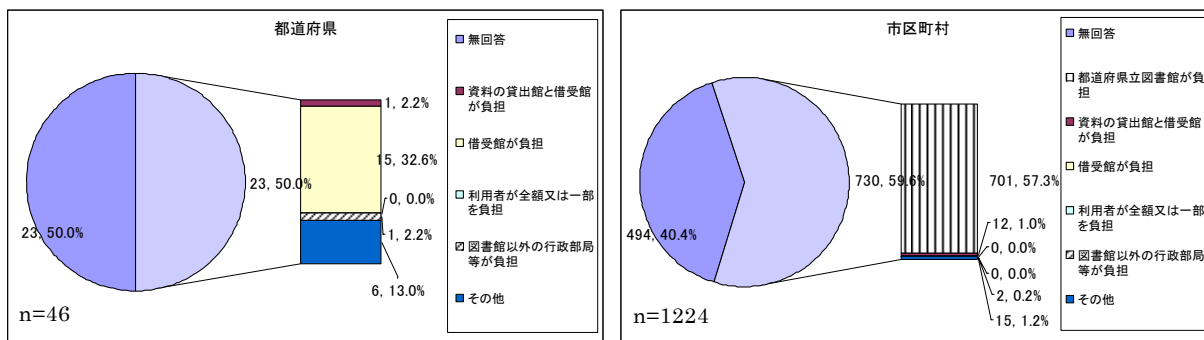


図 2.28 経費負担（都道府県）

図 2.29 経費負担(市区町村)

*都道府県立図書館の回答では、「借受館」は「都道府県立図書館」をさす。

イ 都道府県が運行する搬送車等

各都道府県立図書館のうち「都道府県が運行する搬送車等」では、「図書館以外の行政部局等が負担」1館（2.2%）である。各市区町村立図書館のうち「都道府県が運行する搬送車等」では、「都道府県立図書館が負担」33館（2.7%）、「図書館以外の行政部局等が負担」10館（0.8%）である。

ウ 宅配便

各都道府県立図書館のうち「宅配便」では、「借受館が負担」17館（37.0%）借受館＝都道府県立図書館が負担、「資料の貸出館と借受館が負担」7館（15.2%）、「その他」6館（13.0%）で、例えば、以下のとおりである。

道内、北日本図書館連盟加盟館、国会図書館への依頼：相互負担 / 相互負担が原則だが、市町村立の20コンテナ分は県立が負担 / 宅配は発館負担 / 県公共図書館協会（県費委託料と市町村法令外負担金を財源）

各市区町村立図書館のうち「宅配便」では、「資料の貸出館と借受館が負担」213館（17.4%）、
「都道府県立図書館が負担」212館（17.3%）、「借受館が負担」106館（8.7%）、「利用者が全額又は一部を負担」35館（2.9%）の順となっている。「その他」41館（3.3%）では、例えば、以下のとおりである。

返却は総務課負担、ただし、図書館振興協議会未加盟館とは借受館負担 / 道内市町村は相互負担（一部借受館負担） / 図書館連盟区内は双方片道負担+区外は借受館が両道負担 / 県立は県が負担、他は貸出と借受の双方が負担 / 20回分を県立図書館が負担+21回目から自館負担 / 大学図書館と協会非加盟館は往復負担 / 遠方の場合利用者一部負担 / 借受時貸出館負担+返却時借受館負担 / 県立図書館と県内市町村が折半（貸出館借受館の区別無し） / 県公共図書館協会へ負担金拠出 / 相手館との話し合いによりその都度決める。 / 県立は相互負担+市町村立は先方と相談（借受館負担の場合もある。） / 自治体により負担が異なる。

【宅配便】

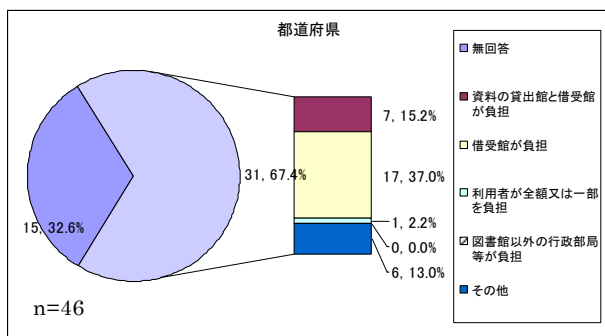


図 2.30 経費負担（都道府県）

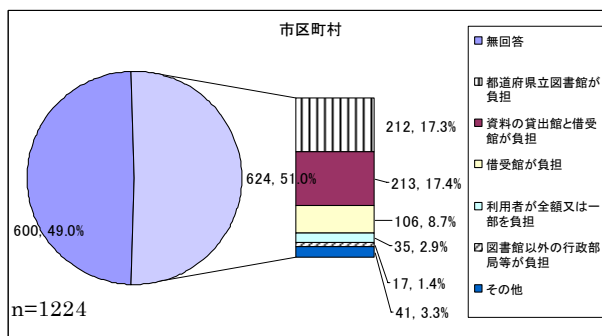


図 2.31 経費負担（市区町村）

エ 郵送

各都道府県立図書館のうち「郵送」では、「資料の貸出館と借受館が負担」7館（15.2%）、
「借受館が負担」5館（10.9%）借受館＝都道府県立図書館が負担である。

各市区町村立図書館のうち「郵送」では、「借受館が負担」287館（23.4%）、「資料の貸出館と借受館が負担」238館（19.4%）、「利用者が全額又は一部を負担」100館（8.18%）の順となっている。「その他」35館（2.8%）では、例えば、以下のとおりである。

道内と東北6県は片道負担、それ以外は借受館往復負担、ただし、図書館振興協議会未加盟館とは借受館負担 / 行政部局が負担 / 遠方の場合、利用者一部負担 / 障がい者サービス用資料は無料 / 県立図書館は復路のみ負担 / 市区町村立図書館は借受館負担 / 利用者負担又は資料の貸出館と借受館が負担（館により異なる） / 県立図書館:相互負担、他館:利用者片道負担 / 地区内: 資料の貸出館と借受館が負担、地区以外:借受は利用者が全額又は一部を負担、貸出は借受館が負担 / 相手館との話し合いによりその都度決める。

【郵送】

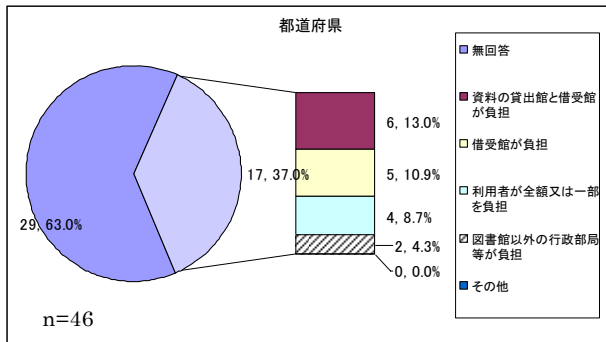


図 2.32 経費負担（都道府県）

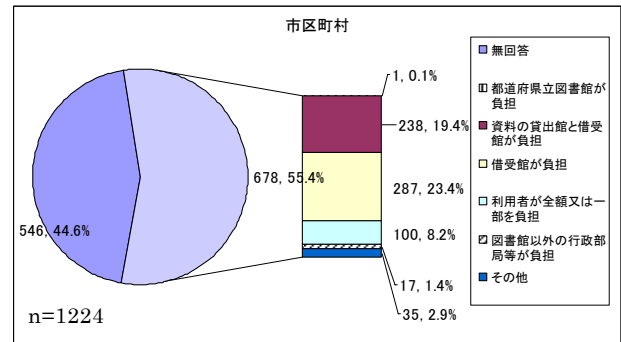


図 2.33 経費負担（市区町村）

オ 移動図書館・自動車文庫の巡回時

各都道府県立図書館のうち「移動図書館・自動車文庫の巡回時」では、「借受館が負担」1館（2.20%）借受館＝都道府県立図書館が負担である。各市区町村立図書館のうち「移動図書館・自動車文庫の巡回時」では、「借受館が負担」4館（0.3%）である。

カ 隣接する複数の市区町村間のみで運行・巡回する搬送車

各市区町村立図書館のうち「隣接する複数の市区町村間のみで運行・巡回する搬送車」では、「資料の貸出館と借受館が負担」14館（1.1%）、「図書館以外の行政部局が負担」10館（0.8%）、「借受館が負担」8館（0.7%）である。「その他」39館（3.2%）では、例えば、以下のとおりである。

広域圏組合が負担 / ブロックの各区で負担 / 相互に公用車利用 / 実施主体館が負担 / 相互に巡回担当館で負担 / 巡回の運行担当館が負担 / 広域市町村の分担負担 / 館数の均等分担 / 資料貸出館の搬送車(特に負担なし) / 参加自治体負担金 / 連絡協議会会長館の自治体車搬送 / 協議会加盟館の人口割合等で算定

【隣接する市区町村立図書館との搬送車】

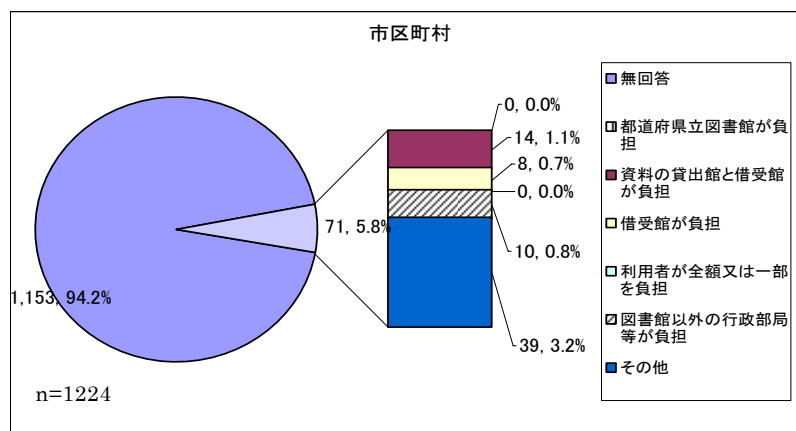


図 2.34 経費負担（市区町村）

キ その他

各都道府県立図書館のうち「その他」では、「借受館が負担」1館（2.2%）借受館＝都道府県立図書館が負担、「利用者が全額 又は一部を負担」1館（2.2%）である。各市区町村立図書館のうち「その他」では、「都道府県立図書館が負担」25館（2.0%）、「借受館が負担」16館（1.3%）である。「その他」55館（4.5%）は、例えば、以下のとおりである。

大学図書館等からの借用:原則借受館全負担 / 公用車で巡回 / 会議・出張の際の職員搬送(経費無し) / 当館から県立図書館へは公用車(出張者、文書輸送用) / 県立図書館に貸出依頼した場合は県立が宅配料負担 / 区が負担(区立図書館協力車) / 県立図書館の場合は往路のみ県立負担(宅配便) / 月1人1冊まで図書館負担、2冊目以降は利用者実費負担(主に宅配便と郵送) / 職員間手渡し

【その他】

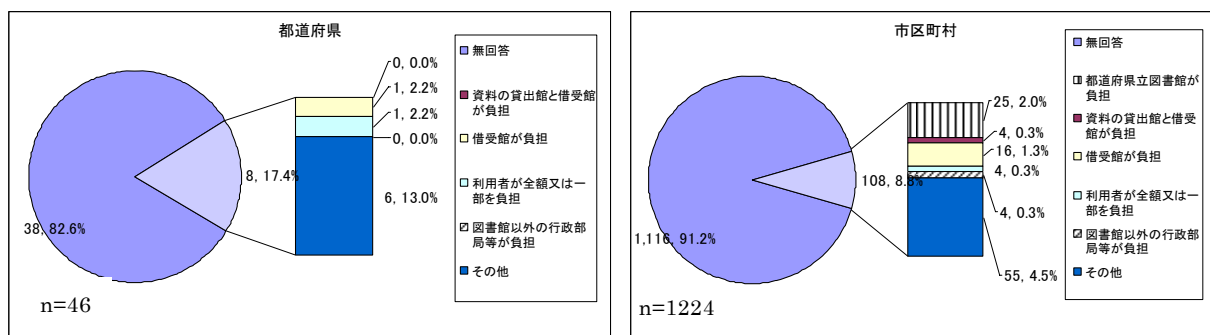


図 2.35 経費負担（都道府県）

図 2.36 経費負担（市区町村）

(3) 予算措置

各都道府県立図書館に協力貸出・相互貸借にかかる搬送経費について、独立した項目として予算措置（通常の役務費等とは別個に予算を計上）しているか尋ねたところ、「有」29館（63.0%）が多く、「無」は16館（34.8%）であった。また、各市区町村立図書館では「有」344館（28.1%）に対し、「無」は864館（70.6%）と多く対照的である。市区町村の内訳を見ると、政令指定都市「有」4館（22.2%）、市「有」213館（29.6%）、町村「有」123館（27.4%）、特別区「有」4館（18.2%）となっている。

さらに、「有」の場合に、平成21年度及び平成16年度決算額と平成16年度から平成21年度経費の増減についてその理由を尋ねたところ、平成16年度の数値が不明であることが多かったため、数値結果の掲載についてはやむを得ず見送ることとした。なお、平成16年度から平成21年度経費の増減についてその理由については、例えば、以下のとおりである。

ア 都道府県立図書館

【増の理由】

協力車全部を外注に変更 / 物価上昇の影響による経費の増加 / 運行回数増 / 市町村図書館との相互貸借の推進 / 3県立図書館間相互貸借の搬送を開始 / 公用車利用を全面委託に / 燃料高騰、搬送物の増加、集配先の拡充 / 協力貸出件数の増加と搬送資料の対象範囲

拡大 / 学校図書館への搬送拡大、協力貸出、遠隔地個人貸出（インターネット予約市町村受け渡し）冊数、相互返却冊数の増加 / 貸出件数の増 / 県立を中心とした各地域拠点館巡回の協力車方式から各市町村立図書館（室）の中央館への宅配送付方式に変更 / 宅配便利用の増加

【減の理由】

搬送便単価の減 / 週に2回から1回への宅配便発送回数と単価の減 / 財政担当からのシーリング / 市町村合併に伴う自治体数の減少による会費（市町村法令外負担金）の減少 / 市町村合併による巡回コース数の減少

イ 市区町村立図書館

【増の理由】

協力貸出・相互貸借の増加に伴い増額 / ホームページによる蔵書公開で相互貸借数の増 / 件数増のため / 協力貸出・相互貸借資料の搬送頻度が約2倍増 / インターネット予約開始に伴う物流の増加 / インターネットの普及による市町村図書館からの相互貸借の依頼増加 / 県立図書館との間の搬送は県立が費用負担になったが、他図書館との間の貸借件数が増え、経費が増加 / 県外からの借用の増（借受館が経費負担） / 台数増（1→3台）、配送先増、一日の運行回数増 / 協力・相互貸借数量の増加 / 予約件数増加に伴う貸借対象資料の増加 / 相互貸借の送料全てを図書館が負担となった（以前は片道利用者負担） / 県立図書館の搬送費全額負担が、各図書館が決められた額の負担へ / 地区公共図書館協議会の加盟市町が負担となった / 合併とともに相互貸借などの需要が増えた / 搬送経費の大部分は県外の経費 / 図書館から公民館図書室へ搬送する公用車のリース料・燃料費がかかる / 利用者負担だったが、図書館負担へ / 相互貸借の送料は利用者負担であったが、サービス向上のため予算を計上 / ホームページを開設し、他館との貸借の図書システムを導入して相互貸借の利用件数が増加 / 運行便の廃止（隣接市と実施、隣接市と負担を折半）と新規実施（市内大学図書館を開始 図書館～大学図書館間を市が全額負担郵送料）による。16年度は、隣接市と負担を折半、21年度（図書館～大学図書館間）は市が全額負担 / 大学図書館から借りる事例が発生 / リクエスト件数の増加に伴い、必然的に自館未所蔵資料が増加 / 相互貸借（予約）の増加と県配本車の廃止による費用負担増

【減の理由】

宅配便の1件単価が入札により減額 / 搬送個数の減少 / 現在は県立図書館からの搬送は県立の負担 / 8市町村合併により近隣図書館間の相互貸借は市庁舎間の連絡便に乗せ、搬送経費は大幅に節減 / 業者間競争による値下げ / 冊子小包等での対応が、低コストの宅配便の利用が殆どとなった / 県立図書館からの借用の経費負担がなくなった / 予算全体が減少 / 近隣市町村との合併による搬送経費の減ほか / 相互貸借の送料全てを図書館が負担となった（以前は片道利用者負担） / 単価が格安、まだ県立図書館が貸出返却双方の負担をしていた / 県立図書館による定期便（宅配便）の利用ができるようになった / 県図書館の通函で近隣他県の本も搬送してもらえるようになった / 県立図書館4館の間の協定による宅配便運行で、搬送経費の負担がなくなった / 府内公共図書館間の相互貸借を府立図書館が運行する協力車を利用して行えるよう

になった / 市の財政難によるマイナスシーリング / 資料の多くを県立より借受け、県立の搬送箱を利用 / 相互貸借冊数は増えているが、県立図書館による搬送便が利用できるようになったため、県内市町村間への郵便料が大幅に減少 / 図書購入費の増加により自館でリクエスト図書を購入し対応できるようになり、他館借受資料が減少 / 合併によりそれまでの個別搬送が中央館取りまとめとなり、県内公共図書館への直接送付は県立図書館のとりまとめ（県立が各市町へ振り分けて送付）の利用となった / 県立図書館が物流便（宅配便）が県負担となった

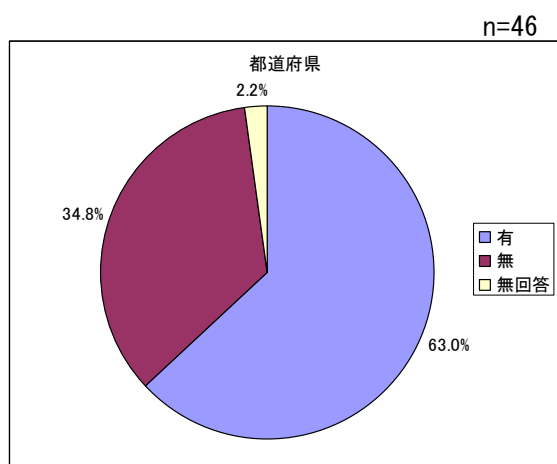


図 2.37 予算措置の有無（都道府県）

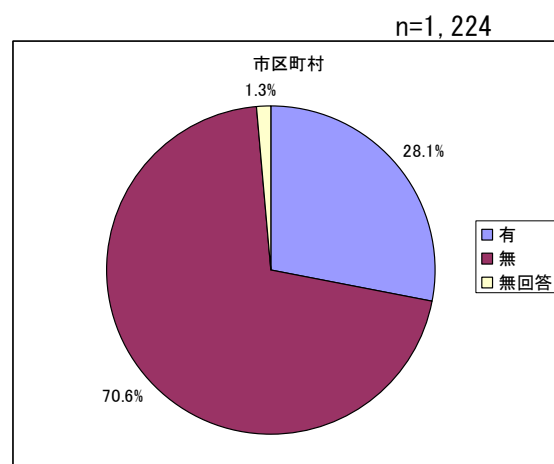


図 2.38 予算措置の有無（市区町村）

表 2.46 予算措置の有無

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
有	29	63.0%	344	28.1%
無	16	34.8%	864	70.6%
無回答	1	2.2%	16	1.3%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%

表 2.47 自治体（市区町村）別予算措置の有無

自治体区分	予算措置	
	有	無
政令指定都市	4	14
市	213	506
町村	123	326
特別区	4	18

(4) 望ましい経費負担

経費の負担について今後どのようなあり方が望ましいと考えるか協力貸出と相互貸借について尋ねた。

ア 協力貸出

(ア) 都道府県立図書館

各都道府県立図書館では、「都道府県立図書館が負担」32館（69.6%）が一番多く、次いで「資料の貸出館と借受館が負担」8館（17.4%）、「利用者が全額又は一部を負担」

3館（6.5%）「借受館が負担」1館（2.2%）の順となっている。その他や備考は、例えば、以下のとおりである。

- ・資料の貸出館と借受館が負担するシステムが自治体間の公平性を維持するのに望ましいが、県立図書館が市町村支援をするという見方もあり、県民サービスの統一を図るためにも県が負担すべきという意見もある。
- ・「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に都道府県立図書館の役割として、市町村立図書館への援助としての資料提供及び資料の搬送の確保が示されており、同様に考えている。
- ・県立図書館が全額負担するのが好ましいが、やむを得ず市町村図書館に一部負担してもらっている。予算がある限り、県立が負担すべきと考える。
- ・図書館が経費を負担し運行している連絡協力車を使用
- ・全県民の財産である県立図書館の資料を遠隔地の皆様にも支障なく利用していただくため。

(イ) 市区町村立図書館

各市区町村立図書館では、「都道府県立図書館が負担」878館（71.7%）が一番多く、次いで「資料の貸出館と借受館が負担」139館（11.4%）、「借受館が負担」94館（7.7%）、「利用者が全額又は一部を負担」37館（3.0%）の順となっている。その他や備考は、例えば、以下のとおりである。

都道府県立図書館が経費負担 / 現在の協力車が大変よい / 無料の原則及び図書館ネットワーク上の理念から借受館、県立図書館などが負担すべきで、利用者に負担させるべきでない / 現状のままでよい / 県内循環の協力車運行がオーソドックス / 県立図書館の負担が大きい / 町立図書館としては有難い / 県立図書館が運行する協力車があるとよい / 県立図書館は市町への支援は当然 / 県立図書館が一部負担 / 県立図書館、市町図書館が負担（市町館ごとの負担金額は一律） / 県立図書館と借受館の1/2負担 / 県公共図書館協会加盟館負担金 / 搬送便は県立図書館、郵送の場合は資料の借受館と貸出館が負担 / 希望としては都道府県立図書館が負担、望ましい姿は借受館負担 / 都道府県立図書館負担が望ましいが、現状においては貸出借受館負担とするしかない / 県立図書館と各市町村図書館で一律負担 / 借受館と利用者で半々の負担 / 図書館法で無料の原則があるが、増加すれば破綻してしまうので、今後は受益者負担 / 費用の一部を国費で補助 / 国による全額補助 / 現状の行政の使送便

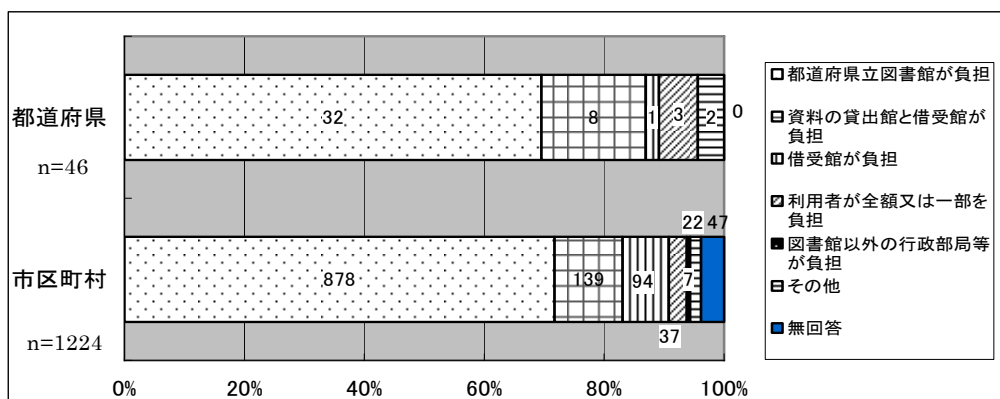


図 2.39 協力貸出の望ましい経費負担

表 2.48 協力貸出の望ましい経費負担

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
都道府県立図書館が負担	32	69.6%	878	71.7%
資料の貸出館と借受館が負担	8	17.4%	139	11.4%
借受館が負担	1	2.2%	94	7.7%
利用者が全額又は一部を負担	3	6.5%	37	3.0%
図書館以外の行政部局等が負担			7	0.6%
その他	2	4.3%	22	1.8%
無回答	0	0.0%	47	3.8%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%

イ 相互貸借

(ア) 都道府県立図書館

各都道府県立図書館では、「都道府県立図書館が負担」21館（45.7%）が一番多く、「資料の貸出館と借受館が負担」9館（19.6%）、「借受館が負担」9館（19.6%）、「利用者が全額又は一部を負担」4館（8.7%）の順となっている。その他や備考は、例えば、以下のとおりである。

- ・資料の貸出館と借受館が負担するシステムが自治体間の公平性を維持するのに望ましいが、県立図書館が市町村支援をするという見方もあり、県民サービスの統一を図るためにも県が負担すべきという意見もある。
- ・相互貸借の経費については、資料の有効活用と利用者サービス向上の観点から、搬送方法も含め、そのあり方を検討していく必要があると考えている（協力貸出と併せて配送のため同じ）。
- ・県民サービスの理想としては、「都道府県立図書館が負担」が望ましいと考えるが、現実的な予算状況からは「借受館が負担」を検討せざるを得ない。
- ・県内図書館との場合は県立負担、県外図書館とは原則借受館負担
- ・図書館が経費を負担し運行している連絡協力車を使用
- ・県内の相互貸借を活性化し、各市町村が効率的に資料を提供することは県立の役割であるし、県立がまとめて経費を担うことによりスケールメリットが生じ、安価な宅配便契約ができています。

(イ) 市区町村立図書館

各市区町村立図書館では、「都道府県立図書館が負担」470館（38.4%）が一番多く、「資料の貸出館と借受館が負担」303館（24.8%）、「借受館が負担」241館（19.7%）、「利用者が全額又は一部を負担」129館（10.5%）の順となっている。その他や備考は、例えば、以下のとおりである。

県内の相互貸借は全て県立図書館の協力車でやっているため、継続を望む。/ 協力車の巡回を検討してもらいたい。/ 協力貸出の搬送便で市町村立図書館間の相互貸借もまかなう。/ 町図書館は財政難のため、県立図書館の搬送便を利用の現在の方法 / 都道府県図書館を経

由する場合は「都道府県立図書館が負担」、図書館間で直接貸し借りする場合は「借受館」が望ましい。 / 無料の原則、図書館ネットワーク上の理念から借受館、県立図書館などが負担すべきであり、利用者に負担させるべきではない。 / 県立図書館が負担を、今後市町村図書館が経費の一部負担などの検討が必要。 / 県内であれば都道府県立図書館負担が望ましく、他館との間であれば現状では「資料の貸出館と借受館が負担」が望ましい。 / 片道負担（道内と6県）+他は往復負担（非参加館の貸出しは往復負担） / 現状どおり（県立図書館と県内市町村が折半） / 県公共図書館協会加盟館が負担金 / 「資料の貸出館と借受館が負担」を基本とし、貸出集中館は負担軽減のため借受館負担 / 借受館負担が望ましいが、予算等現状においては貸出借受館負担とするしかない。 / 自館の社会的な役割や利用ニーズを認識し蔵書構築について図書館として責任を持つために、他館借用の際の負担は借受館側がきちんと認識する必要がある。 / ブロック内の郵送による相互貸借は片道負担が望ましいが、貸出館の実情に応じて借受館全額負担もやむを得ない / 同じ人が何度も借りる場合は利用者負担も考慮すべき / 各図書館の規模によって負担が偏ることがないように、「利用者が全額又は一部を負担」を考慮しつつ、外部へ相互貸借の重要性を説くことで経費（送料）の単価を下げる。 / 片道負担が現状だが、一部の図書館、分館は予算がなくなると貸し出しできない。一部利用者負担の基準もあっていい。 / 相互貸借の協定区域外の公共図書館、大学・短大の附属図書館や、予算措置が十分でない区域内の公共図書館からの借受については、利用者の負担も検討課題。 / 利用者による一部負担もあると思うが、現実には負担いただいた場合、事務処理が増加し、逆に煩雑になることが十分に考えられる。 / 相互貸借件数が大幅に増加し、送料負担が増した場合、利用者負担を検討する場合もあり得る。 / 貸借図書館間が遠い等搬送が難しい場合は利用者負担がよい。 / 借受館と利用者で半々負担 / 希望は「都道府県立図書館が負担」、望ましいのは「借受館が負担」「利用者が全額又は一部を負担」。 / 受益者負担 / 都道府県を越えた相互貸借は国で何らかの搬送手段を確保 / 郵送料を無料とする措置が必要 /

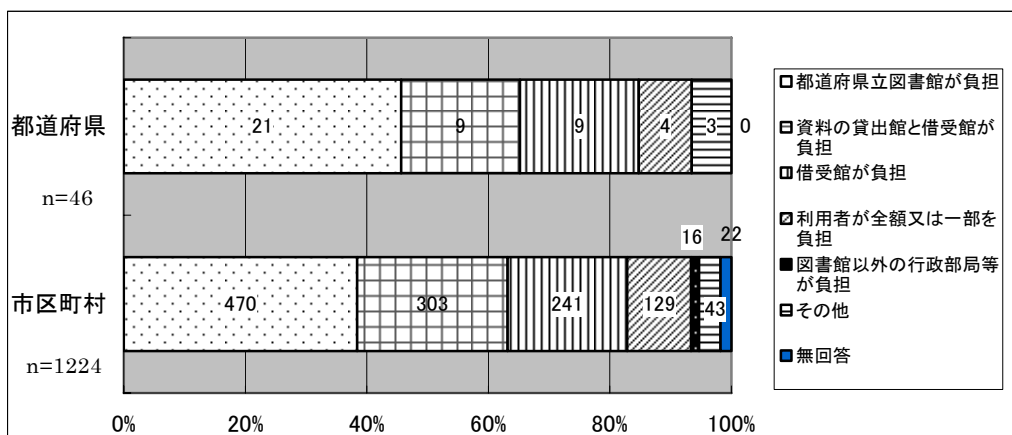


図 2.40 相互貸借の望ましい経費負担

表 2.49 相互貸借の望ましい経費負担

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
都道府県立図書館が負担	21	45.7%	470	38.4%
資料の貸出館と借受館が負担	9	19.6%	303	24.8%
借受館が負担	9	19.6%	241	19.7%
利用者が全額又は一部を負担	4	8.7%	129	10.5%
図書館以外の行政部局等が負担			16	1.3%
その他	3	6.5%	43	3.5%
無回答	0	0.0%	22	1.8%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%